

平成27年第2回

# 三重県議会定例会会議録

(11月30日)  
(第20号)



平成27年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第20号

○平成27年11月30日（月曜日）

---

### 議事日程（第20号）

平成27年11月30日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第149号  
〔委員長報告、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第149号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新樹
16	番	木津	直祐
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正生
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英智
36	番	今井	智広

37	番	長 田 隆 尚
38	番	舘 直 人
39	番	日 沖 正 信
40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	水 谷 隆
49	番	山 本 勝
50	番	山 本 教 和
51	番	西 場 信 行
52	番	中 川 正 美
(42)	番	欠 番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井 隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課班長)	上 野 勉
書 記 (議事課主幹)	吉 川 幸 伸

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	福 田 圭 司
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	田 中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西 城 昭 二
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	森 元 良 幸

代表監査委員 福井 信行  
監査委員事務局長 小林 源太郎

人事委員会委員 戸神 範雄  
人事委員会事務局長 青木 正晴

選挙管理委員会委員 落合 隆

労働委員会事務局長 田畑 知治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る11月27日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第149号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されました。

以上で報告を終わります。

---

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
149	平成27年度三重県一般会計補正予算（第4号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年11月27日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 青木 謙順

---

## 質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5番（山本里香） おはようございます。

一般質問のトップバッターと議長にお許しをいただきました、四日市市選出の日本共産党の山本里香です。大切な30分間で有意義に進めたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

通告に従いまして進めさせていただきます。

まず、知事にお伺いをいたします。

知事の政治姿勢についてです。

前回には、集団的自衛権の違憲性についてお伺いをいたしました。はっきりお答えいただけなかったので残念でした。

今回は、今、国政でも問題になっております政治とお金の問題です。

鈴木知事、若くて元気で賢くてはっきりしていると、大変な人気ですね。特に、初当選されてすぐに、御自身の月給給与3割カット、ボーナス5割カット、退職金4300万円をなしにすると、大変インパクトのあることをされました。さすがだと拍手喝采された県民の皆さんも多かったようです。

同時に、副知事15%、部長級の皆さんで10%、次長・課長級は8%カットとなりましたから、目を白黒させた職員の方も少なからずあったでしょう。

それで捻出した6億6000万円は、東日本大震災の支援や県内の防災対策強化に使われるとのことでした。

結果、年額1375万円と、年齢が一番若いだけでなく、全国の44名の県知事



の中で報酬が一番低い知事ということになったわけです。

さて、11月27日に発行されました三重県公報によって公開されました2014年分の政治資金収支報告書、さらにここ数年のものも見てみました。

政治資金規正法によって、政治団体の収入、支出及び保有する資産等について記載して報告することが義務づけられています。

知事御本人の後援会報告によりますと、平成25年度は、前年度繰越金81万円を含む総収入額は3181万円、その中で、5月12日の政治資金パーティーの収入が2125万円です。パーティーにかかった経費、事業費としての支払いは246万円、2万円の会費で1000人規模ですね。平成26年度は、前年度繰り越し1764万円を含む総収入5655万円、9月23日、四日市市での県政報告会という政治資金パーティーで、1301人の会費で2637万円の収入、かかった経費、事業費は266万円です。あの会場は立食で600人定員だと思っておりますけれども、1300人の方が入れるのかなと思っています。ほかにも懇親会などなされています。

収入が1000万円を超えるパーティーは、特に特定パーティーと区別されて、取り出しての記載が義務づけられておりますので、昨日の、これは毎日新聞ですけれども、（現物を示す）これは知事の言葉は残念ながら載っておりませんが、国会議員の皆さんの政治資金パーティーのことが、「荒稼ぎかおもてなしか 利益率8割超」と、こういうふうなことが報道されています。

計算してみますと、国会議員のこのパーティーの平均利益率83%などといって問題視をされていますが、知事の場合は89%とか90%なんです。企業などが大量にパーティー券を購入しながら実際には出席しないケースがあるということになると利益率が上がるんですね、利益率と言うのも何か嫌な感じですけども。

2001年の小泉内閣のときに閣議決定した大臣規範では、政務三役は、在職中の大規模パーティーは疑惑を招くので自粛しましょうなんて決めているんです。問題ありということは周知の事実というわけです。閣議決定は覆すことができないといつも言われるわけですけども、第2次安倍内閣と第2次

安倍改造内閣の政務三役33人のうち11人がと、こういうふうには報道がされています。

今まで歴代の三重県知事は、在職中に特定パーティーを開催した人はいないと思いますが、もしあったら教えてください。

いい言葉ではありませんけれども、ぼったくり、ぼろもうけと、出席される皆さんにはわかっている、激励し、応援するために駆けつけられるんでしょう。利益率が低ければいいというものでもありませんけれども、公職選挙法第199条第1項では、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他の特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関して寄附をしてはならないとなっています。

見てみますと、特定パーティーのパーティー券は20万円以上買い取った個人、団体を記載することになっていますけれども、三重県医師連盟50万円、三重県建設業協会90万円など、これは回し献金の構図ではありませんか。

もちろん、パーティーではなくて後援会に寄附をしている大口に、医師連盟をはじめ、もちろん歯科医師連盟、薬剤師連盟、木材産業振興連盟、中小企業政策推進協議会が名を連ねています。そして、また別の平成27年一斉地方選挙に関する収支報告書では、821万円の収入のうち770万円を鈴木英敬後援会から選挙資金報告書に充てています。そこには、商工政治連盟からの寄附もあります。

政治と金をめぐる事件が後を絶たず、多くの国民がうんざりしています。県民もうんざりです。今も日本歯科医師連盟の迂回献金にかかわっては、政治資金規正法違反で逮捕者まで出ていますが、2004年に日歯連献金隠し事件がきっかけとなって政治資金規正法が改正されて、無制限だった政治団体間の寄附に上限額が設けられたことを忘れてはなりません。

特定の組織と政治家の癒着をなくすために公金による政党交付金制度が生まれたはずですが、その後も企業・団体献金は続いている、その実例です。

鈴木知事は、しがらみをなくし、無駄をなくすといって知事になられまし

た。最初のときの公約にありました。述べたように、当選された当初はなかった団体献金が今は出てきているわけですが、これはあなたの目指すところですか。給与や退職金を返上して人気を得ても、右手でパーティーで資金をかき集めて、左手で利権につながる団体献金を受け取る、県民が知ったらさぞがっかりすると思いますがいかがでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 先日公表されました2014年分政治資金収支報告における、鈴木英敬後援会など、私を御支持いただく方々による団体の資金管理等に関して御質問をいただきました。

まず、それらの団体の全てにおいて、法令にのっとり、法令で認められた範囲内において適正に対応されているものと認識しております。

加えて、道義的な観点から、道義的という言葉もありましたけれども、道義的とは国語辞典によりますと、人の踏み行うべき正しい道に関するさまという意味です。いずれの政治資金に関しても、私の執行権を濫用して集めているようなことはありませんし、誰に対しても会費等を払っていただいたことの見返りに何か便宜を図るということも当然にして行っておりませんので、人の踏み行うべき正しい道から逸脱するようなことは決してありません。

なお、これらの政治資金パーティー等の手法により報告会等を後援会の方が主催し、後援会活動費等を捻出するケースは他の首長の場合も使用されており、確認できただけでも6割近くの知事の方が実施しています。政治資金をどのように捻出するかは、それぞれの政治家の置かれている状況に鑑み、それぞれが御支持いただく方々の御協力を得て、法令にのっとり判断すべきものです。

私の場合、山本議員が所属する日本共産党のように、多額の機関紙収入や党費やカンパなどの資金システムを有している政党に所属しておりませんので、現在の状況下で認められている範囲内の手法で対応させていただいております。ちなみに、同じ2014年政治資金収支報告では、三重県の日本共産党

は鈴木英敬後援会の収入の9倍近くの2億8000万円を超える多額の収入を得ておられます。

いずれにしましても、県民の皆様の付託を得て知事職をさせていただいておりますので、引き続き法令にのっとり、適正かつ透明な政治活動を行ってまいります。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。

日本共産党、高い評価を知事からいただきましたけれども、私たちも大変苦心をしながら今のシステムを保持しております。苦しいです、知事も苦しいと思いますけれども。ただ、今、法的な問題と道義的なことで自信を持って、胸を張って自分自身のことをおっしゃいました。法的には問題ない、でもこれは、違法でないとおっしゃるなら私は脱法行為だと思います。

師と仰がれる安倍首相も在任中に、今、3回の朝食会という特定パーティーを開かれて6196万円の収入を得ているということですね。最も多い金額です。

こういうことはもうやめましょう。やめましょうよ。鈴木知事は応援しているけれども、鈴木知事は応援しているけれども、パーティー券はやめてくれという声も聞いています。聞いています。企業や団体などの政治資金はしょせん、これは賄賂です。利益を目的とする団体ですから、それは何の見返りもなしに寄附をするということはありません。補助金や委託事業、契約、請負との関係が出てくれば違法、団体でカモフラージュされているから脱法なんです。税金の還流にほかならないと私は思っています。思っているらっしゃる県民の方もたくさんいらっしゃると思います。

再度、再度といえますか、ここで私は、知事の今後のために、政治信条としてしがらみのない県政を実践するために、政治資金パーティー、団体寄附をやめられたらいいなというふうに御進言申し上げて次に移らせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

二つ目の項目に入ります。

介護現場が今どうなっているかということです。

ここ県議会でも重ねて、処遇改善、介護技術者の雇用の拡大、奨学金の必要性と、俎上に上がってまいりました。たくさんの方が心配をして、そのことを一般質問でも取り上げてもらっていました。根本のところを考え直しをしないと、ただ給与を上げるためだけの手だてをすればいいということだけでは進めない現状があります。

昨年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の成立で介護保険法が改正され、2015年から順次施行されています。先立って、介護報酬改定で、国が事業者の受け取る報酬を大幅に減らしました。これも安倍政権の暴走の一つ、社会保障の分野を直撃です。骨太の方針2015は社会保障費の自然増抑制を明記もしているわけです。

私どもの事務所には、介護保険利用者の皆さん、家族の皆さん、利用プランを立てるケアマネジャーさん、介護職場で働く皆さん、事業所経営者の皆さんから、幾つもの訴えや相談が寄せられます。困惑の声が寄せられています。介護現場で今、どんなことが起こっているのでしょうか。

知事は、介護が必要だった御自身のおばあ様、そして、介護をされていたお母様のことも気遣っておられたことや、介護保険制度のよいところも問題なところもあわせて、お考えをかつてブログで発信されておたと確認しております。

また、知事になられた1期目の選挙では、65歳以上1人当たりの特別養護老人ホームが三重県は最下位だから、8年以内に介護施設待機者をゼロとすると、このようなこともおっしゃっていて、今、去年のデータによりますと、これは最下位から41位に上がってきたんだと思います。ゼロに8年間でということでした。介護施設で従事されている方々の処遇改善と政策にも上げておられました。

今年4月、2度目の選挙公約ではトーンダウンして、待機者解消をハード・ソフト両面からの取組により目指します、介護人材の確保、介護職員の

待遇改善となったわけです。

介護保険の現状と、介護予防・日常生活支援総合事業への移行など、介護を取り巻く状況について、まずは知事の今の御認識をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 介護現場に対する認識ということで答弁させていただきます。

私は、認知症で介護が必要であった祖母を数年前に亡くしました。母親が主に介護に当たっていましたが、介護の現場に接して、介護が必要な方のつらさはもちろんのこと、介護する側の精神的、身体的な負担の大きさを痛感し、介護が必要な方とその家族を社会全体で支える介護保険制度の重要性を改めて認識したところです。

そのため、知事に立候補した際の政策集の重点取組として、8年以内の介護施設待機者ゼロを掲げるとともに、平成23年に知事に就任してからは、入所申し込みの多い特別養護老人ホームの待機者解消を目指して、施設整備に重点的に取り組んできたところです。

その結果、知事に就任する前の平成22年度には65歳以上1万人当たりの特養定員数が全国35位であったものが、平成26年度には全国19位まで上昇するとともに、平成23年9月時点では、介護度が重度の在宅の特養入所待機者は2123人、入所を辞退した方などを除く実質的な待機者は1534人でしたが、平成26年9月時点では、実質的な待機者は863人にまで減少させることができました。

さらに、平成27年度から29年度までを計画期間とする第6期介護保険事業支援計画において約1200床の特養整備を計画しており、あわせて、ソフト面でも、必要度の高い人から特養に優先的に入所できるよう入所基準の適正運用を徹底することにより、みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）の期間中には待機者ゼロを実現したいと考えております。

一方で、介護の現場を支える介護人材についてはこれまでも、求職者と事

業所のマッチング支援や就職フェアの開催など、介護人材の確保対策に取り組んできたところですが、慢性的な不足状態が続いています。

このような状況の中、医療介護総合確保促進法に基づき、昨年度に設置した地域医療介護総合確保基金を活用できる事業として、介護従事者の確保に関する事業が平成27年度から対象となったことを受け、県だけでなく、市町、介護関係団体など、多様な主体が必要な取組を実施できるよう、三重県介護従事者確保事業費補助金を創設しました。

この補助金では、多様な手法を活用して人材確保を行う観点から、介護関係団体にも幅広く提案を求め、参入促進事業として、学生や地域住民の方に介護への理解を深めてもらうためのイベント等の開催や、介護未経験者への介護職員初任者研修の受講支援、資質の向上事業として介護職員のキャリアアップのための研修開催、労働環境、処遇の改善事業として新人介護職員の離職防止のための育成制度の導入支援などに取り組む市町、介護関係団体等を支援しています。その中には、介護職が、本来の介護以外の仕事、掃除、洗濯、ベッドメイク、シーツ交換などに忙殺されている現状を改善するため、地域の元気な高齢者が介護助手として就労し、介護職が本来の介護に専念できるようにする提案もあり、モデル的に支援することとしています。

また、働きながら子育てのできる環境を整備するための施設内保育施設の運営も支援することとしています。

現在、国では一億総活躍社会の実現に向けて、介護を理由とする望まない離職を解消するため、介護施設の整備と介護人材の育成を重点的に進める介護離職ゼロ実現を目指す取組の検討が進められているところですが、これは、私が目標とする特養待機者ゼロの取組と目的は同じであると考えています。

10年後の2025年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会を迎えることとなりますが、介護の需要は急増し、認知症への対応も急務となっています。今後は、介護保険サービスだけで対応していくことは人的にも財政的にも限界があります。介護が必要になっても、また、認知症になっても、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携強化や、

元気な高齢者等の力もおかりしながら、買い物やごみ出しといった地域における多様な生活支援サービスを創設していくなど、県内各地域における医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の取組をしっかりと支援していきたいと考えています。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 知事におかれましては、精神的にも身体的にも、介護をされる側、それから介護をする側の大変なことは十分わかっているという、その原点のもとに、いろいろな施策を今講じているんだとお披露をいただきました。今進められている、介護保険から外れても地域で見えていくと、そういうようなシステムを一生懸命つくっていききたいと、そのようなことをおっしゃっていただいたと思うんですけども、今議会でも提案された補正予算の中には、グループホームの新規開所が大幅に、資金的な問題で、国の補助が少なくなったということで実現できなかったというような減額の修正案なども出ておりますし、今、その新しい新事業に移行していく、そのシステムの中で大変問題が現実起こってきている現場があります。

先んじて先ほども申しました春の介護報酬改定で、国が事業者のほうへ報酬をさらに削減したものですから経営が続けられない、特別養護老人ホームではマイナス12%、介護予防デイサービスではマイナス20%、多くを頼みの綱にしている地域に密着した小規模デイサービスでも基本報酬がおおむね9%と大幅な減額がありましたので、そのようにいろいろな手だてを講じようという、講じるその根本のところから、それこそ崩れていっている状況があります。小規模事業所はもともと経費の効率が悪いために、これまで国が成り立つように利用者1人当たりの報酬を高く配慮していた。これもその部分をばっさり切られてしまったのがこの改定の中身なんです。

私の周りでも、大変評判がよくて、丁寧な運営で若い経営者が頑張っていたところが一月先にやめるのでほかへかわらなくてはいけないという、そういうようなお話があったり、その事業者の人も、やめるのは忍びないけれども、ほかの方にどうにか参入していただこうといういろいろ苦慮したけれども、



そのことが実現しなかったので閉じざるを得ないと、そんな声が入ってきています。

介護事業所の幾つかでは、デイサービスを無償譲渡します、人も備品もそのままだからどうか参入してくださいというファクスが回っていたりするという今の現状があるわけです。なかなかそれでも難しい。

認知症の利用者の方は環境変化に弱くて、施設がなくなり場所が変わったりすると状況が悪化するなんていうことも十分にありますし、閉鎖された場合、次に行くところがスムーズに決まるとも限りません。

長年続けてきた事業所でも閉鎖を余儀なくされているというのが今出てきているわけなんですけれども、部長にお伺いをいたしたいと思います。

こういった状況が、閉鎖も含めて今起こってきていることをどのように現状把握していらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 介護保険制度の制度改正に基づく事業所への影響ということで御質問いただきました。

介護保険制度における特に居宅サービスにつきましては、人員基準等を満たせばサービス提供が可能として、多様な事業者の参入による事業者間の公正な競争というようなものを通じまして、よりよいサービスが利用者に選択され、全体としてサービスの質が高まる仕組みと、そういった側面もございませう。

今回の介護報酬改定では、確かに全体として2.27%引き下げられたわけですが、介護職員の処遇改善加算でありますとか、中重度の要介護者や認知症高齢者向けのサービス加算についてはプラス改定となったと。基本報酬が4.48%引き下げられたため、全体としては2.27%引き下げられたということでございませう。

このような状況から、県といたしましては、4月以降の居宅サービス事業所数を定期的に確認しているところでございませうが、昨年度、平成26年度は、新規指定件数が951件、廃止届出件数が378件、差し引き573件の増加でございませう。

いましたが、今年度は、4月から10月までの話ですけれども、新規指定件数が556件、廃止届出件数が128件で、差し引き428件の増加となっているということでございまして、特に居宅サービス事業所の廃止が増えているという状況にはないというふうに認識しております。

また、国においても、4月から6月までの3カ月間ですけれども、届出件数を調査しておりますけれども、昨年の同時期と比較いたしましても廃止届出件数そのものが増えている状況にはないということでございます。

報酬単価全体ではマイナスになったものでございますけれども、現状では居宅サービス事業所数が減少している状況にはないというふうに考えております。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 数の報告も含めてしていただきました。現在では、昨年度とさほど、廃止数と新規の参入の数の大きな違いは出てきていないというふうにお答えをいただき、加算などのオプションなども増えたので、そういうところで大丈夫なんじゃないかというような、そのような御答弁だったと思います。

数字というのはなかなか、先ほどの資金のこともそうですけれども微妙で難しいというふうに私は思いますけれども、こちらにもいただいた資料がありまして、厚生労働省の老健局長は、報酬引き下げによって、減収分、事業所の減収分、困るから、それでやっていけなく大変になるから、利用者の皆さんに個々に負担をお願いすることは認められないとしているんですけれども、実際、数として、今のところ、半年たって、今のところ顕著には三重県ではあらわれてきていないけれども、備品費や消耗品費として利用者の皆さんに上乘せのお願いをしているところも出てきていることは御存じなのかなというふうに思ったりするわけです。

私どもが調査した43都道府県中、20政令指定都市37中核市の回答からは、全国的には廃止、休止が去年の同時期よりも15%増えている、特に大都市では、三重県の地域性というのがありますので全部一緒にはないですけど、大

都市では顕著になってきていて、東京都と20政令指定都市などでは33.8%廃止が増えてきていると。

これを考えると、今後、今、この6カ月たって何とか持ちこたえている、苦慮している、あるいは、今、先ほど言ったように、利用者の負担をお願いすることでこれを何とか今続けているところももつともつと、どんどんと大変になってきて、廃止ということも増えてくるんじゃないかというふうに懸念するわけです。

数字としては今のところ顕著にあらわれていないということですがけれども、こういった現場の状況をやはり十分に調査していただいて、そして対応をしていかないと、もちろん働く方の人員を確保のために人材確保、技術者の確保のためにいろいろ手だてをすることとともに、この根本的な制度の問題を解決することなしには、根っこから転げてしまうんじゃないかというふうに思うんです。

三重の介護をよくする会が昨年度末に、三重県の1984の介護事業所にアンケートをとったところ、この介護報酬の引き下げに伴ってどんなことがこれから心配されますか、どう対応するんですかという、賃金や労働条件を下げるように見直すと言っているんです。だから、今回プラスで、ほかからまた労働条件をよくしたり賃金をよくするためにお金を出しても、もとが下げられてしまったのでは、これは大変な問題だし、そういうところが219事業所、要支援者を受け入れない、軽い人を受け入れるととても営業が難しいので受け入れないというところが170事業所、大規模化する、小さいところはもうやめて大規模化するというのが86事業所もあり、実質やめてしまうかもというのが27事業所もあったということで、こういう現状をしっかりと調査していただき、そして、もちろん県独自の手だてをしていただくことも十分大切なわけなんですけれども、国に対して要望も、待遇改善のための予算を下さいというだけではなくて、こういった国への要望もあるんですけど、（資料を示す）この中を見てみても、この介護医療のところ、1ページでまとめさせていただいてあるんですけれども、今回は医療のことに大変特化をして

いるように、国への要望が、思うんですけど、この制度自体の問題、そして、こういうことをきっちり、今のこのままで本当に、知事が言われるように、数字はマジックがありまして、先ほどマジックがありまして、知事は、実際1万人以上が実は申し込みを待っているんですけども、この重要度といいますか、重点度に合わせて、重度で在宅の待機者をと制限することで、みえ県民力ビジョンにも人数が抑えられて、先ほど863人というふうな答えがありましたけれども、こういった現状は、実は9507人の人が、状況はいろいろだけ申し込んでいるんです。

中にはいろいろあるけれども、結局本人の状況だけじゃなくて、周りの環境も含めて必要なという方はそれだけ申し込みをされているわけですから、これらをもってゼロにするということを強く進めるためには、根本的なところをしっかりと調査もされ、県にもこの介護保険制度の問題点を、それぞれ問題ありと要望されて、そして進めていかれることなしには、知事が目指してみえるこのゼロというのは実質実現はできないと私は思っておりますので、そのところ、部長、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 今回の制度改正につきましては、報酬の引き下げとか、そういった側面だけではなくて、介護が必要な状況になっても高齢者が住みなれた地域で生活が維持できるよう、地域包括ケアシステムを構築するという目的でございまして、何年かにわたりましていろんな見直しが行われております。その中で、今後、いろいろ影響が出てくることもいろいろございます。我々としては、介護を受ける人の報酬の基準とかもいろいろ変わりました。

○議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 国へも、春も要望した部分で一部認められた部分もございます。今回の介護保険制度が持続的に維持できるための改正というふうに認識しておりますので、今後いろいろな影響も注視しながら、国への要望も含めまして対応していきたいというふうに思っております。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。現場の声をしっかりと拾い集めていただきたいと思います。（拍手）

○議長（中村進一） 4番 山内道明議員。

〔4番 山内道明議員登壇・拍手〕

○4番（山内道明） おはようございます。四日市市選出の公明党、山内道明でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、早速ですが、通告に従いまして進めさせていただきたいと思えます。

まず、初めの質問ですが、学校のあり方、チーム学校に関する質問でございます。

日本の学校は、校内での問題を多く抱え込み、その負担を教員が対応してきたという事例が数多くございます。結果、今では、日本の教員は世界一忙しいと言われ、授業に専念することが難しい場合もあるようです。OECD、経済協力開発機構の直近の調査でも、日本の教員の待遇は悪化しているとの結果も先日公表されておりました。多忙極まる教員の中には、病気で休職を余儀なくされる方が全国で8000人を超え、三重県においても120名を超える方が休職をされており、そのうちの約70%は精神疾患によるものであるというふうに報告をいただいております。

三重県では先駆的に、平成16年に三重県型学校経営品質を開発、導入するなど、積極的に学校への支援をしておりますが、学校における今日的課題は、不登校やいじめ、暴力行為、貧困等の問題が複雑多様化し、さらに、グローバル化の進展など、社会の変化やニーズも踏まえながらの適正な学校運営が求められております。

県内の学校においては、いじめの認知件数は減少傾向にあるものの、自分の気持ちをうまく伝えられない、感情のコントロールがうまくできないとの理由による暴力行為の発生件数は増加傾向にあり、不登校児童・生徒数に関しましては、小学校、高校では全国平均を超えていると。こういったことから、早い段階での指導の充実と継続が求められている状況があります。

このような中、教員の負担を軽減し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたち一人ひとりの個性や学習状況に応じた質の高い教育の実現に向け、教員をサポートする専門スタッフの配置拡充により、学校をチームとして捉えるチーム学校の概念が発信されております。

(パネルを示す) こちらの、国の概算要求の資料によるチーム学校のイメージ図です。

周りの主に四つの大きな取組、学習サポート、進路指導、キャリア教育、それから学校生活適応への支援、その他として教員の指導力向上、業務支援等、こういったものをサポートするスタッフと教員がチームとして連携し、真ん中にありますように、学校教育活動の一層の充実に向けて取り組むのがチーム学校の考え方です。

サポートスタッフには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、地域と学校をつなぐ担当のスタッフ、部活動を支援するスタッフ等が考えられます。

そこで質問ですが、三重県として、例えばこれまでも推進をしておりますコミュニティ・スクールや学校支援地域本部との違いを踏まえながら、このチーム学校に対して、今後の取組、展望について御答弁をいただければと思います。

[山口千代己教育長登壇]

○教育長(山口千代己) チーム学校に関しまして、コミュニティ・スクールなどとの違い、あるいはその推進について御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

本県では、保護者や地域住民などが学校運営に参画するコミュニティ・スクール、学習ボランティアやゲストティーチャーなど地域の人材をサポートスタッフとして教育活動に活用する学校支援地域本部など、地域の教育力を学校に取り込み、地域とともにある学校づくりを推進してきたところでございます。

一方、チーム学校は、教員だけでは対応が困難となっている学校の状況を

踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動支援員などの多様な専門スタッフを学校組織に必要な職として位置づけ、教員とともにチームとして、学校が抱える複雑化、多様化した課題の解決を図ろうとするものでございます。

チーム学校については現在、中央教育審議会で議論が行われており、11月16日にも、チームとしての学校のあり方と今後の改善方策についての答申案が出されたところでございます。

その中で、実現のため三つの視点といたしまして、一つは専門性に基づくチーム体制の構築、二つ目は学校のマネジメント機能の強化、三つ目は教職員一人ひとりが力を発揮できる環境整備の3点を挙げ、専門スタッフの法令上の位置づけなどを検討事項とすべきであるとしております。

また、議員からもございましたが、平成28年度概算要求におきましても、チーム学校の推進による組織的な教育力の充実といたしまして、主幹教諭や事務職員などの拡充などが示されたところでございます。

県教育委員会といたしましては、先般も国に対して、チーム学校の法令上の位置づけを明確にすることなどを要望したところであり、今後も国の動向を注視するとともに、コミュニティ・スクールなど地域との連携を一層推進してまいります。

以上でございます。

〔4番 山内道明議員登壇〕

○4番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

これまでのコミュニティ・スクール等に加えまして、現在の喫緊の課題でございます不登校、いじめ、貧困等といった今日的課題に対してのさらなる具体的かつ総合的な取組であるという認識をさせていただきました。

県下には既に、チームとして学校を捉え、運営している小学校もあるようです。そちらの校長先生に少しお話をお伺いさせていただきましたところ、やはり、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーといった専門スタッフのサポートは大変に有効であるとおっしゃっており、また、日常的に、自治

会、PTAはもとより、特色ある地元地域の力をかりて、農作業の実地体験や登下校時の見守り支援、そして、さらに、地元の高校生力のかりて、英語教育のサポートや夏の学校プールにおける開放日の監視員の応援など、地元地域との交流にも積極的に取り組んでいるようでございました。

余談ですが、小学生は、特に高校生の言うことはよく聞くんです、そうおっしゃっておいりましたのが非常に印象的でした。

教員の指導力向上にも今後さらに力を入れていきたい、そういうチャンスが生まれるとおっしゃっておいりましたし、さらに、生徒の地元に対する愛着が非常に醸成されていることを実感されているようでした。大変恐縮されながらでありましたけれども、重要な学力のほうも向上してきているとの手応えを感じていらっしゃるようで、今後のチーム学校の本格的な取組に大変期待をされておいりました。

以上は一つの参考事例ではございますが、チーム学校はその地域の特色によって様々な形があるのではないかとこのように思いました。

三重県教育施策大綱（仮称）中間案の中の三重の教育における基本方針、その意義におきまして、教育は社会に発展という実りをもたらす創造的な活動である。教育こそが未来創造の駆動力であるとあります。地方創生に向け、今こそ地域力の発揮が求められる時代であります。このチーム学校は、教育の観点からの地方創生、地域力を磨き抜く取組にもなり得ると感じてなりません。

学校が未来創造の担い手となる子どもたちを育み、さらに地域磨きの拠点となるようなイメージを持っていただきながら、強力でこのチーム学校の推進をお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

それでは、二つ目の質問は、特殊詐欺から県民の財産を守る対策についてでございます。

おれおれ詐欺をはじめ、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、最近では娘を装ったわたしわたし詐欺、そして、直近ではマイナンバー制度に便乗した詐欺など、いわゆる電話を使う詐欺である特殊詐欺の被害額は年々



増加傾向にあり、平成26年日本全体では何と約565億円、詐欺発生件数は約1万3400件というふうになっております。

三重県におきましては、平成26年の実態は、被害額約6億3000万円、発生件数は103件となっており、本年も増加傾向にあります。

三重県は、県警が中心となり、金融機関、防犯ボランティア団体等による啓発活動や広報活動にも力を入れている結果、詐欺を未然に阻止した件数、検挙人数とも、本年上半期は昨年と比べて倍増し、大きく成果は出ているものの、残念ながらその被害自体は拡大をしております。

私の実家にもこれまで数回、特殊詐欺と思われる電話があり、全く他人事ではございません。高齢者世帯では、多いところには月に複数回の迷惑電話があるようでございます。

詐欺行為がますます活発化、急増しており、その手口もますます巧妙になってきています。日ごろから注意をしている人でも実際被害に遭うまで気づかないという現状があり、注意喚起をしているだけではこういった特殊詐欺から財産を守ることが難しい。財産がなくなるまで半永久的に繰り返されそうな、そんな勢いすら感じます。

特に、こういった特殊詐欺は組織的な犯行と言われ、反社会的勢力の資金源になっているとも言われております。このままではみすみす県民の財産を反社会的勢力に奪われることになり、痛恨の極みと言わざるを得ません。

このように進化を遂げる特殊詐欺に対し、三重県としてもさらなる具体的な取組として、その手口が固定電話を使用することから、迷惑電話チェッカーを試験的に導入しております。

この迷惑電話チェッカーには、ブラックリストに登録された電話番号からの着信を拒否する機能があり、そのブラックリストは随時更新をされていく、こういうものでございます。

現在、県内で約120世帯に貸し出しを行い、かなりの迷惑電話を防止しているとの実績が上がっていると伺っておりますが、ナンバーディスプレイに加入していないと対応できない、また、サービス料としてランニングコスト、

こちらは約月700円と伺っておりますけれども、費用がかかり、迷惑電話チェッカーだけでは、特に被害が予想される高齢者世帯への対応に少し課題があるようです。

これとは別に調査をさせていただきましたところ、有効な対策として自動発報機能つき振り込め詐欺防止装置があり、詐欺電話の着信時に、振り込め詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動的に録音されますとのメッセージが発信側、相手側に流れ、さらに、高音質で会話が録音できるため、その時点で犯人が諦めることや、録音された場合、犯人の声紋分析が可能なことから、犯人の検挙にもつながります。導入を検討している地域では非常に高い効果を期待しているとの声も伺っております。

県民の財産を守るためにはあらゆる角度から有効な対策を強力に推進していく必要があると考えますが、三重県の今後の特殊詐欺対策について、この自動発報機能つき振り込め詐欺防止装置を含め、その推進のさらなる推進等を含め御答弁をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 特殊詐欺の現状と今後の取組について答弁申し上げます。

本年10月末現在の特殊詐欺の被害状況であります。件数が105件、被害額が約5億2170万円と、件数、被害額ともに、過去最高でありました前年の同期を上回るなど、極めて深刻な状況でございます。

被害者の70%以上が高齢者でありまして、中でもおれおれ詐欺と還付金等詐欺では高齢者が被害者の95%以上を占めております。

このような状況を踏まえまして、県警察では、だまされないこと、だまされても犯人側にお金が渡らないことの二つの対策が肝要と考えております。

前者につきましては、例えば高齢者に的を絞りました、心に響く広報啓発活動や犯行グループからの電話を遮断する環境整備の促進、こういったものを行っております。後者につきましては、例えば金融機関などの窓口におきまして声かけを行うといった取組を推進しております。

議員から御紹介がありました、犯行グループからの電話を遮断するための環境整備といたしまして、県警察では平成26年10月、迷惑電話チェッカーという迷惑電話防止機器130台を導入いたしまして、この機器を、署を通して県民に逐次貸し出して被害の拡大防止を図っているところでございます。

チェッカーの中身ですが、先ほど御紹介がありましたとおり、振り込め詐欺に使われました電話番号がデータベース化されておりまして、そのリストに載っている番号から電話がかかりますと装置の赤ランプが点滅し、着信音を鳴らさずにブロックするという機能を持っております。

この効果といたしまして、設置された方々からは、不審な電話が減った、安心して電話に出られるといった声が寄せられております。

また、迷惑電話防止機器1台につきまして、1カ月平均で約8回の迷惑電話をブロックしているという結果も出ております。

また、県警察以外では名張市や紀宝町でも同様の取組が行われておりまして、被害の防止に役立っていると承知しております。

県警察といたしましては、迷惑電話防止機器をはじめ、自動通話録音警告機などの被害防止ツールの普及に努めるとともに、自治体や高齢者などに対しまして、これらの機器の設置を促進するための働きかけを今後とも行ってまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

〔4番 山内道明議員登壇〕

○4番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

県民の財産を守るために様々な取組、先ほど御紹介をいただきました。特に、御紹介をさせていただきました自動発報機能つき振り込め詐欺防止装置のような機器の導入を検討していただいているということで、県民の安心につながるといふふうに感じました。機器の導入、設置に対して強力に今後とも推進をしていただき、特殊詐欺の根絶に向けて取り組んでいただきたい、このように強く思います。

こういった特殊詐欺につきましては、とられたお金が返ってくることはほ

とんどなく、たとえ検挙したとしても組織的な場合が多く、入れかわり立ちかわり繰り返され、組織としての検挙に至ることは難しいと言われております。

今後、様々に社会情勢が変化する中、ますます特殊詐欺等は活発化してくる可能性があると思われます。また、認知されている発生件数は、氷山の一角とも言われております。我々が思っている以上に圧倒的な勢いで被害が増加していく可能性を強く感じ取ります。伊勢志摩サミットへの警備強化など、今後ますますの多忙が予想されるというふうに思いますけれども、引き続き、金融機関をはじめ、地域社会の各種防犯ボランティア団体等の連携も密にしながら、犯罪に強いまちづくりに向け全力で推進していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。

県内におけます防災対策の推進、特に防災意識の向上への取組についてでございます。

東日本大震災の発生から4年が経過をし、県民の防災意識の低下が懸念をされております。

このような中、県として再度、県民の防災意識を高め、防災の日常化の定着を目指しているというふうに思います。

中でも、特に防災人材の育成には力を入れており、県内各地域の防災力向上の一翼を担う、現在約600名の防災コーディネーターや、また、みえ防災人材バンク、こちらは約112名が登録されております。その拡大と活動の充実が今後さらに図られてくるものと思っております。

現状、これら防災人材のメンバーは、防災フォーラムでの講師等、各地で活躍をされていると伺っておりますが、しかし、県民全体への意識の向上につなげるには、さらに裾野を広げていく必要があるというふうに感じております。

このような中、今回サミットの開催に当たりまして、今月12日、県と、伊勢市、志摩市、鳥羽市、南伊勢町の合同にて、災害時の連携体制と情報共有

についてということで災害対策会議が開かれました。その中の志摩市の取組の紹介で、スマートフォン向けの無料観光アプリに防災情報をセットで提供する、こういうサービスを開始していきたいとの取組が紹介をされておりました。今後の利用者数の推移にしっかり注目をしていきたいというふうに思っておりますが、その利用者の中には図らずも、一定の割合で青年世代、青年層が含まれてくることが見込まれます。県民の防災意識を向上させ、そして、さらに持続可能なものとするにはやはり、青年層の参画が欠かせないのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、このようなアプリは一つの例でございますが、ICT等をうまく取り入れることで防災意識の向上を広く推し進める効果が予想されますとともに、特に青年層の参画を促すには一定の効果があると思います。

特に、今後、青年層への防災活動の参画に向けて、こういった取組についてのさらなる推進について御答弁をいただければと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（稲垣 司）** 若者の防災意識の向上に向けた取組について御答弁をさせていただきたいと思っております。

本県が防災の日常化を目指していく上で、防災人材の育成、活用、これもまた欠かすことのできない要素でございます。

中でも、議員が言われました青年層、これに少年層も加えて、いわゆる若い力と私たちはよく言いますが、若い力の育成が何より重要であるというふうに考えております。

子どもはすぐに大人になり、大人はすぐに親になると、私どもの防災会議の専門部会の委員長である有名な河田恵昭教授、関西大学の河田先生がよく言われる言葉なんですけれども、この言葉は、防災教育や、あるいは様々な活動、取組を通じて、子どもたち、あるいは若い人たちが、自分や家族の命を守っていくことの大切さ、これを知って、そして、将来の地域防災の担い手として育っていく、これを次代へとつなげていくと、そうした環境を整えることが重要であると、そうしたことを意味しているというふうに考えてお

ります。

こうしたことから、本県が今年度から、ちから・いのち・きずなプロジェクトと称して、消防団と自主防災組織のいわば、先ほど御質問の中で御紹介いただきましたみえ防災コーディネーターといった個人の力だけではなくて、地域の組織力、組織力を重視した取組と、こうした中でも、若者の消防団への加入促進、この対策についても進めていくことにしております。

また、みえ防災・減災センターで実施しております、先ほど言いましたみえ防災コーディネーター育成講座、ここでは、本年度は、若者と女性と、これを優先して募集した、そういうところでございます。

また、昨年度ですけれども、志摩市を舞台に、まさに若い力というのをテーマにして総合防災訓練を実施して、地元の中学生や高校生に訓練参加をいただきました。訓練によってももちろん彼ら自身の防災意識が高まったと思いますし、でも、それだけではなくて、地域の皆さんの若い力への期待、これもかなり膨らんだのではないかなと、そんなふうに思っているところでございます。

一方、先ほど議員から提案のありました志摩市の取組、それを踏まえた御提案としてアプリの活用といたしますか、ICTの活用についてお話がございました。

私たちも、若者たちの防災・減災への関心を高めていただくための取組としては、このICTの活用というのは有効な手段であるというふうに認識しております。

しかし、残念ながら昨年度、これ、毎年実施している防災に関する県民意識調査の昨年度結果なんですけれども、私どもが実施しております防災みえ.jpメール配信サービスというのがございますけれども、これについて知らないと答えた人が年齢別に言いますと20歳代が一番高くて、72.9%の人が知らないと答えております。実態はなかなか若者に浸透していないというのが実感でございます。

そこで、本年度は、この防災みえ.jpメール配信サービスを、特に若者

をターゲットに、若者にアピールすべく、例えばスマートフォンの新機種発売に合わせた時期なんかには、各携帯電話販売店においてリーフレットを配布してそれをお願いすると、そうした取組も行ってまいったところでございます。

また、現在準備を進めております新たな防災情報プラットフォームというのがございますけれども、この中におきましてもソーシャルメディアを活用した情報発信についての検討も行っております。

さらに、みえ防災・減災センターでは今後、みえ防災・減災アーカイブを地域の防災教育にも活用していくといったような、ICTを活用した取組を展開していきたいと考えております。

今後こうしたICTの活用をはじめ、様々に工夫を凝らしながら、青年層や少年層、すなわち若い力、若い力の防災・減災に関する意識の向上と、地域防災活動への参画に向けて、より一層力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔4番 山内道明議員登壇〕

○4番（山内道明） 御答弁、大変にありがとうございました。

県の今後の防災対策について、青年の力をしっかり取り入れていこうという強い意識を感じましたし、既に様々な取組が展開されているということも改めて伺いをすることができました。

先ほど少し紹介をさせていただきましたICTの活用についての若干補足ですけれども、これに関しましては、やはり様々な工夫も必要なんだというふうに思っております。

他県では、ICTによる防災の取組が進んでいる地域も既にございます。今回の志摩市と同様に、いつ、どこにいても被災したその場所から最短の避難所へのルート案内機能があり、中には、Wi-Fiの環境下において、アプリのユーザー自身が発災後に次々と更新をされるデータを他のユーザーへも伝達していくということができ、アプリを活用して自助から共助へとつな

がる仕掛けになっていたり、さらに、各自治体におけます地域防災マップの電子情報化へのかかわりを通して防災意識の醸成を図る、そういった工夫もあるようです。

こういった取組は、青年層の得意とする分野をうまく取り入れた形であり、若い人たちであればこそできる取組がほかにもあるのではないかというふうに思っておりますので、様々にまた探っていただきたいというふうに考えます。

先ほど消防団について少しお話が出ておりました。これからプロジェクトをしっかりと進めていくということでございましたけれども、私も日ごろから、地元の消防団のほうからは、強い使命感と誇り、こういったものを感じております。防災に対して、こういった使命感や誇りのようなものが若い人たちに芽生えてくるならば、どれほど心強いことでありましょうか。

高齢者同士が助け合うという、そういった構造から、若い人が活躍する防災への転換を求める、こういった声は様々に大きく伺えます。中には、思い切った意見ではございますが、しかしながら、先ほど中学生も防災訓練に参加をしていたということでありましたので、あえて今後の防災教育という部分で参考にしていただければというふうに思っておりますけれども、ある方がこのように言われておりました。高校生だと広域から集まってきておりますのでなかなか難しい面があるかもしれませんがというふうに前置きをした上で、例えば中学生であれば、地元をよく知っている生徒の皆さんでありますので、体力面から見ても十分に防災力の即戦力として期待をしたい、こういった声でございました。これは、日ごろから地域防災にかかわっている方から伺った意見でございます。

各地域は、防災力として若い力を渴望しております。ぜひとも三重県の防災力に、若い力、青年の力の結集を図っていただきますよう、よろしく願いをいたします。

最後に、少し時間がありますので、若い世代への期待という部分で触れさせていただきますが、今月11日に名張市の近畿大学工業高等専門学校で開催



をされましたみえ現場で県議会におきまして、13名の高校生と意見交換をさせていただきましたが、そのうち4名ほどの生徒の口からサミットという言葉が自然に出てまいりました。若い人ほど世界に敏感なんだと、改めて実感をいたした次第でございます。

知事のほうでも、サミット効果を一過性で終わらせない最大の急所として、ジュニアサミットをはじめ、若い世代の参画に力を入れておられることに最大限の期待をさせていただいておりますことを最後に申し上げ、私からの質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 37番 長田隆尚議員。

〔37番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○37番（長田隆尚） 亀山市選出、能動の長田でございます。

先ほどの2人は30分でございますけれども、私と、今日最後の濱井議員は60分ということで、じっくり議論をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、三重県総合交通ビジョンについてお伺ひしたいと思います。

（冊子を示す）これが、本年3月、18年ぶりに改定されました、三重県の総合交通ビジョンということになっております。

趣旨として、少子・高齢化をはじめとする将来の社会情勢の変化に対応した生活交通の維持確保、観光誘客のほか、様々な経済交流活動の広域化を担うリニア中央新幹線や高速道路の整備の進展などの新たな動向等を見据えた本県の交通に関する総合的な政策の方向性を示し、安全、快適で利便性の高い交通基盤の確立を目指すとあり、実施期間としましては本年度からおおむね20年後を見据えた期間とされ、予測ができない急激な社会情勢の変化や新たな動向等発生した場合には、必要に応じて適宜見直すというふうに書かれております。

構成は全5章で、第1章「三重県の概況」では三重県の社会情勢や交通の現状等を、第2章「三重県の交通課題」ではテーマ別の交通課題を、第3章

で基本理念を、第4章「基本方針」では交通の将来像を、第5章「実施方針」では、行政、交通事業者、県民等の役割や施策の方向性を示しています。

これが、その概要版になります。(パネルを示す) 実施方針につきましては、これの一番右側の赤い部分になりますけれども、上のほうから順番に申し上げますと、持続可能なまちづくりに資する交通拠点と多様な交通ネットワークの構築、モビリティ・マネジメントの推進、自転車の積極的な活用、都市間交通ネットワークの充実および広域交通結節点ネットワークの維持・充実、リニア中央新幹線名古屋駅および県内中間駅への利便性向上、空港の機能強化、総合港湾としての四日市港の機能強化、災害に強い交通基盤施設の整備と災害発生時の地域の支え合い、交通基盤施設の維持管理、誰もが安全に移動できる交通、交通安全の推進による安全・安心のまちづくり、新たな交通技術や通信技術の活用の検討、県内道路の整備、維持管理、TDMの推進、交通機関ナンバリングによる利便性の向上と、14項目に分けて記述されております。

そこで、今回は、この実施方針の中から項目を選んで質問を行いたいというふうに思います。

まず、一番最初の、持続可能なまちづくりに資する交通拠点と多様な交通ネットワークの構築についてお伺いしたいというふうに思います。

三重県総合交通ビジョンでは、今後本格化する人口減少社会において地域社会の活力を維持していくためには、地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティー活動、遊びのための活動、その他様々な活動のためのお出かけを容易にすることを通じて、外出機会の増加を図ることが重要であり、そのためにも、集約型都市、コンパクトなまちづくりの実現により、市街地等の拡散に伴う低密度化を抑制し、人口密度の維持を図るとともに、諸機能、医療機関であったり、商業施設であったり、文化施設等ですが、を集約した拠点間、あるいは拠点と居住エリア間を結ぶ地域公共交通ネットワークを再構築し、利用者のニーズに合致した輸送サービスを提供するとともに、鉄道をはじめとする既存の地域公共交

通については、県民、事業者、行政などが相互に情報共有しながら、沿線居住者等の利用を高めるなどにより、その維持確保を図るほか、地域の実情に応じた移動手段を確保し、地域公共交通の充実や連携等により、観光旅客等の来訪者に対する利便性や回遊性の向上を図るとされ、次の四つの施策が示されております。

一つ目が、鉄道をはじめとする地域公共交通の維持確保、乗り継ぎ・乗りかえ利便性の向上、二つ目が、諸機能、医療機関、商業施設、文化施設等を集約した拠点間や拠点と住居間を結ぶ地域公共交通ネットワークの再構築、三番目としまして、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり、そして、四番目に、交通事業の運行・経営状況や優良事例等の情報収集・共有などによる地域公共交通沿線居住者の利用促進です。

先ほども山内議員のほうからございましたが、近畿大学工業高等専門学校で行われましたみえ現場 d e 県議会「若者の声を県政に～地方創生と人口減少対策～」では、この中の施策 1 の鉄道をはじめとする地域公共交通の維持確保、乗り継ぎ・乗りかえ利便性の向上が多くの生徒から指摘されました。

そこで、働く場があること、教育機関が充実していること、交通の利便性がよいことの中で、三重県に住むために何を一番重視しますかとお伺いしたところ、一番多くの生徒が交通の利便性がよいことというふうに答えられました。

東京の移住相談センターにおける、訪問される方からは、働く場があること、教育機関が充実していることが移住の条件としてよく挙げられるとのことですが、車を運転できないような若い世代にとっては交通の利便性が重視されているという結果でした。

人口の社会減対策にとって、交通の利便性を高めることが非常に重要であるということがわかりますが、三重県として今後どのように、鉄道をはじめとする地域公共交通の維持確保、乗り継ぎ・乗りかえ利便性の向上について図っていくのでしょうか。

また、IC乗車券につきましては、現在JRでは、四日市以北でしか使え

ません。IC乗車券の普及については、国土交通省が本年7月に、地方の鉄道やバス会社でも参加しやすい交通系ICカードの共通システムを開発支援することを決め、カードが使えるエリアを拡大し、地方交通の活性化や訪日外国人の利便性向上につなげるという方針を出していますが、どうしていくのかあわせてお伺いしたいというふうに思います。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（福田圭司） 三重県総合交通ビジョンについてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

三重県では、特に鉄道でございますけれども、JR線の利便性向上を図るため、近隣府県と市町村で構成する関西本線複線電化促進連盟及び県内沿線市町村で組織する三重県鉄道網整備促進期成同盟会、いずれも会長は三重県知事でございますけれども、を中心に活動を行ってきております。

毎年、東海旅客鉄道株式会社と西日本旅客鉄道株式会社に対し、要望、要請活動を行っているところでございます。特に、これまでも、乗り継ぎ利便性の向上及び、先ほど議員のほうから御指摘がございましたICカード、TOICAでありますとかICOCAといったIC乗車券についての利用拡大、利用可能エリアの拡大について、継続して訴えを行ってきたところでございます。

その結果、特に平成24年度のダイヤ改正におきまして、乗り継ぎ時間の短縮でありますとか、一部路線での増便が図られるなど、利便性の向上については着実に、一步ずつではございますけれども進んでいるのではないかとというふうに考えているところでございます。

一方で、三重県内での交通系ICカードの利用可能エリアの拡大につきましては、システムの変更に多大な設備投資が伴うことでありますとか、それに見合う利用客がなかなか見込めないのではないかとという予想がありまして、そういったことから両社とも極めて慎重な姿勢を崩していないというようなところでございます。

県といたしましては引き続き、地域住民はもとより、観光客やビジネス客

といった県外からの来訪者においても利用しやすいように、さらなるＪＲ線の乗り継ぎ・乗りかえ利便性の向上でありますとか、交通系ＩＣカードの利用可能エリアの拡大に向けまして、関係団体と一体となって、関係者の要望、要請活動を行うとともに、利用促進に向けた活動を粘り強く展開していきたいというふうに考えております。

一方、ＪＲ以外の鉄道に係る交通系ＩＣカードにつきましては、近鉄では近年、全線利用可能となってきております。また、そのほかの中小鉄道、地方鉄道におきましては、残念ながら利用できない状況でございます。国も交通系ＩＣカードの普及、利便性拡大に向け検討を進めているところでありますので、県といたしましては、経営基盤が脆弱な地方鉄道会社が導入しやすくなるための支援策の拡充等について、国にも要望してまいって、強力に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○37番（長田隆尚） 先ほど、県外からの来訪者の利便性も考えているというふうなお話もございました。先ほどの質問の中で、訪日外国人の利便性の向上という面も入っておったと思いますが、訪日外国人、あるいは県外からの来訪者、観光客としては、このＩＣカードの進め方についてどうお考えなのか、改めてお話を聞きしたいと思います。

○雇用経済部観光局長（田中 功） 交通系ＩＣカードの普及につきましては、国内の観光客はもちろんのこと、海外からの旅行者の乗り継ぎ、乗りかえの利便性向上に非常に重要なソフトインフラであると認識しているところでございます。

観光振興の観点からも、交通系ＩＣカードの利用促進につきまして、交通政策担当部と連携して、早期導入に向けまして事業者等に働きかけをしっかりと行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○37番（長田隆尚） そうしましたら、いろんな面の利便性を向上するという面で、交通政策の面からも、観光の面からも、この20年間の間に一歩ずつ進めていただきたいというふうに思います。

実は、地元の方は例えばJRなんかでICカードが使えないということをお聞きしますが、やはり、東京とか遠くから見える方は、それを知らない方がたくさんみえます。先日も、関西本線の場合ですと無人駅が多いんですが、そこで、ICカードで乗車された方が、おりの段階で車掌さんがそれに対して切符の精算をするわけですが、それに非常に手間をとることによって遅延が発生するという事例も最近多く発生しています。そういう面からしましても、交通の利便性、乗りかえ性の中から遅れないという面からしましても必要であると思いますので、ぜひともこの三重県総合交通ビジョンの20年間の間には実現できるような形で頑張っていたいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、次に、先ほどの中の一つ飛ばしまして3番目の自転車の積極的な活用についてお伺いしたいというふうに思います。

環境に優しく、健康増進の効果もある自転車について、通勤、通学、余暇などの日常利用のみならず、観光面での交通手段としてもその役割を大きくするために環境整備を進めていくとあり、施策としまして、自転車共有ルート、自転車専用レーン等の設定、生活圏の交通拠点や観光地における駐輪所の整備及びレンタル機能併設、公共交通等における積載機能の付加によるサイクル&ライド拡大が示されております。この中で、自転車共有化ルート、自転車専用レーン等の設定につきましては、まず、どう進めていくのでしょうか。

自転車と歩行者の事故は、2012年に全国で2625件と、2002年に比べて1.3倍に増えており、国土交通省は当面の対策として、自転車道より少ない負担で設置が可能な専用レーンの整備を進め、自転車の安全対策に関する自治体向けの指針の中で、幹線道では自転車道の整備を基本としてきましたが、道路の端を白線で区切り、自転車専用と標示した幅1.5メートル以上のレーン

を設けたり、車道の端に自転車マークを標示した車道混在方式も選択肢とするというふうにしておりますが、県としての対応方針についてお伺いしたいと思っております。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、自転車専用レーンの整備についてお答えをします。

自転車専用レーン等の設置に関しては、平成26年度に国土交通省と警察庁が共同で安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会を設置し、自転車ネットワーク計画の策定を早期に進展させるための方策や、安全な自転車の通行空間を早期に確保するための方策などについて、専門的な見地から審議を行っているところです。

今後、この委員会から国に対し提言が行われ、国土交通省と警察庁が策定した技術的指針である、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインが見直される予定です。このガイドラインでは、自動車の交通量に応じた自転車利用者や歩行者の安全確保の方策など、技術的な基準が定められる見込みです。ガイドラインが改定された後、関係機関との調整を図りながら、取組方策について検討を進めていきたいと考えております。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○**37番（長田隆尚）** では、この図を見ていただきたいと思っております。（パネルを示す）この図は、自転車の通行方法を示すものです。

本来、自転車は車道及び路側帯の左側通行が原則で、歩道は次のような例外の場合にのみ通れるということになります。

その例外が、この上のほうに書いてありますけれども、まず、児童、幼児が運転する場合。そして、70歳以上の人運転する場合。車道通行に支障がある身体障がい者が運転する場合。車道通行が危険な場合。これは、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合のことを想定しています。そして、通行可という標識がある場合。ここで言いますと、親子の

マークと自転車のマークがありますが、これがある場合です。

したがって、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険があると思った場合は、どんな歩道も、どんな方でも、自転車は走行してもよいということになってくるということになります。当然自転車には、歩道上での歩行者優先という決まりはありますので、歩行者に対して優先という行動はとらなければなりません、自転車と歩行者がともに歩道を通行することになるため、歩道での歩行者との接触は避けられないということになってきます。

そういう意味からしましても、今後とも自転車道あるいは自転車専用レーンのほうの整備を進めていただいて、同じような中で歩行者と自転車がぶつからないような形で、それとともに自転車が車道で危険とならないような方策の中で進められるところから進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、リニア中央新幹線名古屋駅および県内中間駅の利便性向上についてお伺ひしたいと思います。

平成39年に開業を予定しております、リニア中央新幹線の品川―名古屋間の開通に伴い、三重県から首都圏方面への広域交通結節点となる名古屋駅の総合ターミナル機能が拡充されることから、在来鉄道や高速道路による乗りかえやアクセスの利便性を高めていくとともに、三重県内で初めての広域交通結節点となるリニア中央新幹線中間駅については、現時点で位置は決定していないが、首都圏、中京圏、近畿圏を結ぶ将来の拠点となることから、県内からの在来鉄道、高速道路等による乗りかえやアクセスの利便性を高めていきますと記され、次の五つが施策として示されています。

まず最初に、名古屋駅におけるJR関西本線及び近鉄名古屋線とリニア中央新幹線、東海道新幹線の乗りかえ利便性の向上、そして、二つ目、高速道路、伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道経由からリニア中央新幹線名古屋駅へのアクセス性の向上、3番目としまして、県内JR各線、近鉄線などから



名古屋駅やリニア県内中間駅への乗りかえ利便性の向上、4番目としまして、高速道路等からリニア県内中間駅へのアクセス性の向上、そして、5番目としまして、リニア中央新幹線の開通に伴う観光誘客の促進に向けた交通ネットワークの充実であります。

(パネルを示す) この図が、リニア中央新幹線ルートと広域圏交通ネットワークのイメージ図です。これがこの三重県総合交通ビジョンの中に掲げられております。

リニア中央新幹線につきましては、東京―大阪間の全線同時開業を目指し、中間駅設置予定県である三重県と奈良県の行政と経済団体が連携し、三重県・奈良県リニア中央新幹線建設促進会議が平成24年に発足いたしました。

本年の第7回三重県・奈良県リニア中央新幹線建設促進会議は、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会、会長は鈴木知事でございます、と、同奈良県期成同盟会、こちらの会長は荒井奈良県知事です、そして、同三重県・奈良県経済団体連合協議会、会長が三重県商工会議所連合会の小林会長、奈良県商工会議所連合会会長の植野会長が副会長の主催で、今年の10月に津市で開催されました。

会議で鈴木知事は、地域活性化なくして一億総活躍はない、地方を創生するための交流人口の増加のためにもリニアは必要、とにもかくにもルートと駅を早く決めてほしい、毎年毎年同じような要望をして進んでいる実感がないかもしれないが、おつき合いいただきたい、また、荒井知事も、三重、奈良、大阪で強固なスクラムを組んでいくことが大事などと力説され、最後に、三重・奈良ルート及び駅位置の早期確定などを主張した共同アピールが採択されています。

ちなみに、今年の共同アピールは次のようなものです。

まず、三重・奈良ルート及び駅位置の早期確定。駅周辺でのまちづくりの具体的な検討や事業促進に向けた環境整備を着実に図ることができるよう、ルート及び駅位置を早期に確定すること。そして、ルートはリダンダンシーの観点から、平成23年5月に決定された整備計画どおり、東海道新幹線とで

きる限り離れた、奈良市付近を経過地とした三重・奈良ルートとすること。駅位置は、その便益が紀伊半島全体に広がるような交通結節性の高い位置とすること。

そして、2番目としまして、環境影響評価に係る手続の早急な着手。三重・奈良ルート及び駅位置を早期に確定するため、速やかに名古屋―大阪間の環境影響評価手続に着手すること。

そして、3番目、早期事業化による全線同時開業。リニアの効果がいち早く全国に行き渡るよう、間を置くことなく名古屋―大阪間の早期事業化を図り、全線同時開業を目指すこと。そのために必要となるJR東海への支援策を早期に具体化することであります。

この共同アピールにおける駅位置の早期確定についての記述につきましては、平成24年の第1回共同アピールでは、早急に駅の概略位置を決定し、公表することという表現でございましたが、平成25年には、地域で駅周辺のまちづくりの具体的な検討を進め、駅の成熟を確実に図れるよう、駅位置を早急に確定すること、そして本年は、駅周辺でのまちづくりの具体的な検討や事業促進に向けた環境整備を着実に図れるよう、ルート及び駅位置を早期に確定することと、だんだん具体的な表現になってきております。

そこで、リニア中央新幹線名古屋駅および県内中間駅への利便性向上につきまして、リニア中央新幹線中間駅については現時点で位置は決定していませんがと記述されてはおりますが、まずは、ルート及びリニア中間駅位置の早期確定に向けて、いつまでに決定していきたいのか、知事としての決意をお伺いしたいと思います。

そして、リニア中央新幹線県内中間駅への利便性向上について、共同アピールにある駅周辺でのまちづくりの具体的な検討や事業促進に向けた環境整備についてはどのように進めていくつもりなのか。

また、京都では誘致運動のPRを様々な雑誌に掲載したりしておりますが、三重・奈良ルートの早期確定に向けて、三重県としては今後どのようにPRしていくのか。

もう一步踏み込んだ形でのお答えをいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ルート及び県内駅位置の早期決定に向けてということでございます。

先般、平成27年8月、閣議決定されました国土形成計画、これは全国計画でありますけれども、において、リニア中央新幹線の整備は国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであり、整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携協力を行うと明記されました。

また、既に品川―名古屋間においてはリニアの建設工事が着手されているところであり、大阪府や関西経済界では、大阪までの同時開業に向け、近年、力強く取組を進められています。

この機運を逃すことなく、奈良県や大阪府、関係する経済団体等との連携協力体制を一層深めていくことが重要であり、三重県が目指している三重・奈良ルートと県内駅の早期決定を実現していくためには、今が非常に大事な時期と考えております。

一方、政府は一億総活躍を提唱しており、これを実践していくためには、新しい時代にふさわしい形で対流、融合することにより、幅広い分野で新たな価値を創出しながら地方を活性化していくことが不可欠です。そのための手段こそがリニア中央新幹線であり、交流人口の増加やまちづくりにつなげていくことが重要と考えています。

その実現に向けて、全県挙げての推進組織であるリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会及び奈良県との連携による取組を中心として、関西圏の自治体や経済界、全国同盟会等としっかり連携協力を図りながら、一丸となって取り組んでまいります。

これまででも、一步一步でありますので粘り強く、仮に大きな進展が見られない時でもくじけることなく、また、奈良県などとも、制度的な知恵、こう

いう制度をやればちょっと早く決められるのではないかとか、あるいは環境影響評価はこういうふうによれば早くできるのではないかとか、そういう具体的な知恵出しもしていきたいというふうに思っておりますし、今年度でしたか昨年度でしたか、太田前国土交通大臣のときに初めて名古屋以西の調査費がついたりもしましたので、そういう粘り強くやっていきたいというふうに思います。

また、奈良県知事とともに与党の幹部などにも説明などに上がっても、この地域でない方はなかなか、そういう課題があったのかということもまだ御存じでない幹部の方もいらっしゃると思いますので、そういう方々も丁寧に説明をし、巻き込んでやっていきたいというふうに思います。

いつまでに決めるのかということについては、早期にということにより早くお願いしたいと思います。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（福田圭司）** 私のほうから、リニア中央新幹線の県内駅周辺のまちづくりとの関連につきまして、県の考え方について御説明申し上げます。

リニア中央新幹線の県内駅については、その便益が本県、さらには紀伊半島全体に波及するような交通結節性の高い位置への設置が不可欠と考えております。また、観光、経済、防災など、多方面においてリニアの効果を最大限生かしていくためには、リニアの県内駅と県内各地を結ぶ在来鉄道や道路等の交通ネットワークの充実、アクセス所要時間の短縮などを進めることが重要となります。

リニア中央新幹線の県内駅周辺でのまちづくりについては、このような県全域に及ぶ利便性の検討と並行して進めていく必要があると考えております。

これら具体的な検討に向けては、事業者であります東海旅客鉄道株式会社が決定するルートと駅位置を踏まえながら進めることが合理的であるというふうに判断しておりますので、具体的なルートと駅位置が正式に公表される環境影響評価に係る手続への早急な着手について、引き続き粘り強く要望

してまいりたいというふうに考えているところでございます。

事業促進に向けた環境整備におきましては、リニアの全国同盟会に加盟する沿線府県との連携、情報交換を進めており、他府県の動向等につきましては、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会での取組を通じまして、県内市町と情報共有を図って意識を高めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、県外への情報発信につきましては、奈良県と共同で東京メトロ霞ヶ関駅のホームでの看板広告を実施しておりますし、県内での機運醸成に向けましては、三重県タクシー協会とのタイアップによりますステッカーの広告でありますとか、夏休み親子学習会の開催などを実施しているところでございまして、今後も効果的なPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○37番（長田隆尚） 今、PRの方法もお伺いしました。昨年でしたか、津駅の近鉄のところにパネルも立てていただいていると思います。一部の方は御存じなのですが、やっぱり見たことのない方もたくさんおるということでございますので、いろんな形の中で三重県全体の機運として高める意味も込めまして、ポスターもポスターですが、雑誌とかいろんなものに掲載していただきながら醸成を高めていただければなというふうに思っております。

実は、リニアとは全く関係ないんですが、今年の9月17日に、鈴鹿亀山道路の構想ルート帯の位置が発表されました。1キロメートル幅のものですけれども、おおむねのルートが確定し、おおむねの出入り口部が発表されたということで、平成5年の基本計画策定から約22年で、ルートの概略、インターチェンジの位置が確定したことになります。いよいよこうなりますと、鈴鹿亀山道路も現実味が帯びてきたかなというのが我々地元の実感でございました。

そして、今月の25日、先週ですが、新名神高速道路の野登トンネル（仮

称)の貫通式が開催されました。こうなるとますます、もういつそれが開通して通れるのかなというような機運も高まってまいります。今、知事の答弁の中で、駅のルートの発表については早期ということでしたが、ぜひともこの在任中には発表できるような形で頑張っていたいただいて、同時開業、今、目指している最中でございますので、今の30年後ということではなく、皆さんが、ここに、議場にみえるほとんどの方が乗れるような形の中で進めていただければ幸いかなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、交通基盤施設の維持管理についてお伺ひしたいと思います。

三重県総合交通ビジョンには、道路、鉄道、港湾等、交通基盤施設の老朽化に伴う事故等の防止のための施設の維持管理を計画的に進めていきますとあり、施設として、道路、鉄道、港湾等、交通基盤施設の計画的な維持管理が示されています。

平成27年版成果レポートでは、道路網・港湾設備の推進の中で、平成26年度の取組概要として、緊急輸送道路整備を重点的かつ効率的に推進するとともに、のり面からの落石等による被害を未然に防止し、道路利用者の安全な通行を確保するために、路線の重要度や変状の程度による優先度を考慮した道路防災対策を計画的に実施とあり、適切な道路の維持管理の目標項目で、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性の三つの要素により算出される舗装の維持管理指数、MC I 値の目標値が示されております。

そして、平成27年度の改善のポイントと取組方向では、舗装面の路面性状調査を活用しながら舗装補修を計画的に実施し、通行時の安全性、快適性の確保を図り、道路施設が将来にわたって機能を十分に発揮するよう、平成26年度に実施した緊急点検結果に基づく緊急修繕を完了させるとともに、長寿命化計画に基づき、点検、診断、措置、記録を確実に実施し、メンテナンスサイクルの確立を図り、効率的な修繕、更新等を進めます、なお、メンテナンスサイクルの確実な実施に当たり、維持管理の見える化に取り組みますと

あります。

この11月定例月会議の議案の中にも、道路管理瑕疵に起因した損害賠償事案の専決処分の報告も提出されておりますけれども、交通基盤施設の維持管理を今後どう進めていくのか、また、あわせて、その周囲の県管理急傾斜地からの落石、木の倒壊等の対策を含めた維持管理について具体的にどう進めていくのかについてお伺いしたいというふうに思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、交通基盤施設である道路の舗装補修とのり面の維持管理についてお答えをします。

道路の舗装補修は、みえ県民力ビジョン・行動計画において目標値として、舗装の望ましい管理水準である維持管理指数5.0以上を達成するため、路面性状調査を行った上で、路線の重要性も考慮し、計画的に実施しています。また、定期的な道路パトロールにより発見された緊急に対応が必要な箇所についても修繕を実施しています。

道路ののり面は、平成8年度から平成9年度にかけて実施した道路防災総点検により、対策が必要な1264カ所を確認しております。これらの箇所については、優先度の高いものから順次対策工事を進めるとともに、毎年点検を実施しております。

今後も引き続き、道路利用者の安全性、快適性を確保するため、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○**37番（長田隆尚）** 今、1264カ所というお話がございました。非常にたくさん箇所があるなというふうに痛感しています。こののり面につきましては、例えば道路とは関係なくて県が管理しておる急傾斜地なんかもある中で、もうつくってから30年、40年とたつて、その中に大きな大木が生えて、大木の根元の土が崩れてきたりするところもたくさん見受けられますので、ぜひともそれが一日でも早くなくなるような形で、そういうものの整備を進めていただくようお願いしたいと思います。

また、舗装に関しましては、先ほど数値の話がございましたけれども、単に表面に段差があつて通行車両等が危険というだけではなくて、実はそれによる振動の問題も多く発生しています。よくパトロールのときに走ってみて、それを点検するというふうにおっしゃいますが、乗用車で走っておつてはわからずに、やはりトレーラー等が走ったときの振動が非常に大きいということもありますので、その辺の住民の方の住環境も踏まえながら優先順位を決めながら順次進めていっていただきたいと思ひますし、維持管理の見える化につきましてもはっきりさせながら進めていただければ幸いだと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、三重県総合交通ビジョンの中で最後に交通安全の推進による安全・安心のまちづくりについてお伺ひしたいというふうにお願ひします。

高齢化が進む中、交通安全に対応したまちづくりを全県的に推進していく必要があり、そのためには、免許返納者に対する代替交通の支援拡充や自転車交通における安全性の向上、地域で取り組む交通規制への合意形成を推進する必要があり、その施策として次の二つが示されています。

一つが、高齢者の自動車運転免許返納に対する代替交通の支援拡充、そして、ゾーン30などの交通規制施策の推進です。

(パネルを示す) この図は、高齢者の自動車運転免許自主返納と運転経歴証明書交付の年別の推移をあらわしたものです。このように毎年、自主返納数、自主返納率、経歴証明書交付数、経歴証明書発行率は増えています。三重県では運転免許自主返納者への支援制度として、平成23年1月20日から運転免許証を自主返納した高齢者に対する路線バスの運賃割引が開始されましたが、返納者運賃割引制度は果たしてどれぐらい利用されているのか、また、今後、他の支援制度をどのように拡充していく方針があるのかについてお伺ひしたいと思ひます。

[高沖芳寿環境生活部長登壇]

○環境生活部長(高沖芳寿) 高齢者の現在の割引制度等の利用率でございませうけれども、今、この図にありますように、もともとの経歴証明書を使った



方の率としては77.1%と、累計でございますけれども、実際にこの中で割引制度そのものを使われた数というのは、精査が細かいところをできていないところがございます。ただ、類推も含めて、持っている数を見ますと、5%程度という、これ、平成14年度からの数もちょっと含めておるんですけれども、割引制度というのは先ほど言われました平成23年の1月から始まっておりますので、若干の母数が違うというところがございますけれども、率としてはその5%程度というのが私の手元の数値としては持っております。そういう状況でございます。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○37番（長田隆尚） 支援制度を拡充していく方針についてはどのような感じでされておるか、あわせてもう一回お聞きしたいと思います。

○環境生活部長（高沖芳寿） これは大きな課題というふうに理解をしておりますので、拡充する方向で、今、国のほうで第10次の交通安全基本計画の中間案というのが出ておりまして、その中でも、高齢者のこういった状況を踏まえた対策を国のほうでも考えていますし、地方自治体に対しても拡充すべく検討するよという内容の計画になっておりますので、それに合わせまして、県としても第10次の三重県交通安全計画、その中で、代替手段等の拡充について検討していきたいというふうに思っております。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○37番（長田隆尚） ありがとうございます。

昨今ニュースを見ていると、高齢者におけるアクセルとブレーキを踏み間違えるということによる事故も多発しております。そんな形の中で、やはり三重県といいますと鉄道とかバスの普及が比較的低くて、どうしても、年をとられても車に乗っていかないと生活ができないという面もございますので、ぜひともそういう事故をなくす面からもいろんな拡充策を、20年のビジョンですので20年の間にいろいろと拡充していただきたいなというふうに思います。

一方で、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するためには、先

ほど、ありましたように、区域を定めて時速30キロメートルの速度規制をするゾーン30などの交通規制施策を推進することも一つですが、幹線道路に比べて生活道路では、交通事故死傷者の全体に占める歩行中の死傷者や自転車乗車中の死傷者の割合が高くなっていることから、生活道路が集まった区域に通学路が含まれているような場合には、他の交通安全対策を併用することも必要となってきます。その取組の一つが、通学路交通安全プログラムの策定及び推進になります。

(パネルを示す) この図は、通学路の安全確保に向けた継続的な取組を示したものです。平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、通学路の緊急合同点検を行い、必要な対策内容について協議され対策がなされました。

本年6月の本会議において、下野議員の緊急合同点検に関する質問に対する答弁で、県土整備部では県管理道路として平成26年度中に約80%を整備し、平成27年度中には用地買収を伴う箇所や関係機関との調整が必要となる7カ所を除く98%を完了させる予定、警察本部は平成26年度中に、道路環境改善の必要となる15カ所を除いて98.1%が完了しているとのことでした。

現在は、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、通学路交通安全プログラムが市町単位で策定されています。この通学路交通安全プログラムは、市町に、教育委員会、道路管理者、警察署等の関係機関をメンバーとした通学路安全推進会議を設置し、通学路安全確保のための合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善、充実というPDC Aサイクルを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていくというもので、合同点検には、小学校ごとに、学校、PTA、自治会、道路管理者、警察、教育委員会が実施する合同点検と、重点課題を設定して実施する通学路安全推進会議自体による合同点検があります。

そして、合同点検によって明らかになった対策必要箇所につきましては箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育

のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討するとともに、その行った対策について、児童・生徒、地域住民、保護者に聞き取りを行ったり、車両等の通行調査を行ったりして、対策効果の把握を行い、対策の改善、充実を図っていくというプログラムになります。

次の図は、ある市の通学路交通安全プログラムの対策案の主な事例です。（パネルを示す）この図と、（パネルを示す）次のこの図、下にナンバー1、2と書いてあるんですが、が緊急的な対策例、そして、（パネルを示す）下に3と書いてあるのが長期・抜本的な対策例ということになります。

緊急的な対策例は、（パネルを示す）この2のところの下に書いてありますが、路面注意喚起の標示であったり、点字ブロックの設置、ガードレール、転落防止柵の設置等、比較的簡単にできるものか緊急的なもの、そして、（パネルを示す）3のところに書いてあるような抜本的な対策につきましては、踏切道の拡充であったり、横断歩道の新規の設置であったり、歩行者用の信号の設置であったり、ある程度、設置とかが必要なものということになってまいります。

そこでお伺いしますが、まず、用地買収を伴う箇所や関係機関との調整が必要となるような約2%の未整備箇所、すなわち長期・抜本的な対策を必要とされる箇所については、おのこの市町のこの通学路交通安全プログラムに引き継がれているのか、そして、通学路安全推進会議等で検討して具体的な整備方針等を立てているのか、また、外側線、停止線、横断歩道等の標示が消えていたり、緊急的に対策ができるもので新たに通学路交通安全プログラムに掲載されたものについては、道路管理者として、また、規制の担当部局として、いつまでに整備していく方針なのかお伺いしたいというふうに思います。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 通学路の交通安全対策についてお答えをさせていただきます。

通学路の交通安全対策につきましては、平成24年度に実施した通学路緊急合同点検の結果、対策が必要とされた箇所の整備に取り組んでいるところで

ございます。引き続き、先ほど議員からも御紹介がありましたが、通学路交通安全プログラムを各市町ごとに策定し、継続的に取り組むこととしております。

これまで、県内全ての市町において通学路交通安全プログラムが策定されており、通学路交通安全推進会議が設置されたところでございます。平成24年度の緊急合同点検結果で未整備となっている箇所は、この推進会議で対策必要箇所と位置づけ、引き続き整備に取り組んでいきたいと考えております。

現在、各市町の推進会議では、合同点検及び対策の検討を行っているところです。摩耗した外側線といった対策必要箇所を取りまとめ次第、優先順位をつけ計画的に取り組むこととし、用地買収等を伴わない箇所においては、おおむね3年を目途に対策に取り組んでいきたいと考えております。

○警察本部長（森元良幸） 警察の取組につきましてお答えを申し上げます。

緊急合同点検での対策の未実施箇所にありますは、通学路交通安全推進会議で対策必要箇所として位置づけられることになると思いますので、必要な安全対策につきまして、関係機関と連携して早期に取り組んでまいりたいと考えております。

また、道路標示の補修につきましては、予算の範囲内におきまして、摩耗度から緊急性を勘案しまして、優先順位をつけた上で順次実施してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○37番（長田隆尚） どちらの部局も優先的に優先順位をつけてということでしたが、県土整備部のほうからは3年を目途にという言葉があったんですが、交通安全プログラムによります点検というのは毎年行われていきます。そうなりますと、その危険箇所の中で指摘されたものが翌年にも残っておる、そして、またその翌年、二、三回続けてまだ残っておるということになってまいります。当然ながら、土地を買収したり、道路の規制をしたり、いろんなことをする、必要なものについては仕方ないんですけれども、先ほど申し上

げた、白線が消えておったり、外側線を引き直すというところについては、せめて翌年度中にできるような形で取り組むとかはできないのか、もう一度部長のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 先ほども申し上げましたように、現在、対策について検討中でございますので、その結果を見ながらなるべく早く対応ができるような取組を進めていきたいとは考えております。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○**37番（長田隆尚）** 多分、部長に聞いてましてもそうとしか答えられやんと思ひますので、最後に知事にお伺ひしたいと思ひます。

平成28年度の当初予算調製方針では公共事業について、平成27年度当初予算額の70%を公共事業総合推進本部へ示すとありますが、今まで述べさせていただいたような維持管理に関するもの、これは急傾斜地であったり、道路の舗装であったり、あるいは、通学路交通安全プログラムの中の緊急的に対策可能な箇所については、最優先してつけていただけるのか、知事のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**知事（鈴木英敬）** これから当初予算の要求状況というのをまたお示しさせていただきますし、全体、これから要求を受けて、それぞれ今般の厳しい財政状況を踏まえてメリハリをつけて精査をしていきますので、その中で、今、議員から御指摘があったようなことも念頭に置きながら議論していきたいと思ひます。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○**37番（長田隆尚）** ありがとうございます。

毎年のP D C Aが3年に一回のP D C Aにならんような形の中で頑張っていたきたいなというふうに思ひます。

平成27年版成果レポートでは、通学路の安全確保に向けて、平成24年度に実施した緊急合同点検に基づく危険箇所対策のほか、通学路交通安全プログラムに基づく対策にも取り組みますと記載されており、せめてこのプログラムに記載されている緊急的な対応箇所については、防災・安全交付金による

重点的な支援もあるということでございますので、そちらのほうもうまく活用いただいて、早くしていただくように最後をお願いして、この項は終わらせていただきたいというふうに思います。

以上が三重県の総合交通ビジョンに関する質問でございますけれども、最後に三重県が主体となっていく狩害対策についてお伺いしたいと思います。

昨年、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成等を目的とする鳥獣保護法が改正されました。その改正内容は、題名、目的等の改正につきましては、その数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣による、生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置づけるため、法の題名を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える。これに伴い、鳥獣の保護及び管理の定義を規定する。保護とは、その生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させること、またはその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することとし、管理とは、その生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させることとすると書いてあります。

そして、施策体系の整理としまして、都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を、第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画として位置づける。

そして、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設ということで、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた指定管理鳥獣について、都道府県または国が捕獲等をする事業、指定管理鳥獣捕獲事業を実施することができることとする。

それとともに、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入。鳥獣の捕獲等をする事業の実施者は鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けるこ

とができることとする。

そして、住居集合地域等における麻酔銃猟の許可。都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができることとする。

そして最後に、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の20歳以上から18歳以上への引き下げ等で、集中的かつ広域的に管理する必要がある環境大臣が定めた鳥獣、すなわち指定管理鳥獣について、三重県として捕獲等を行うことができる事業ができるようになりました。

本年、ニホンジカを対象として、尾鷲市、紀北町内のJR紀勢本線周辺でくくりわなにより120頭の捕獲を目標に、今年の10月20日から50日間を実施期間として三重県猟友会に委託した事業を行っていますが、市町と県の役割分担を踏まえ、現在どのように取り組んでおり、今後どのように取り組んでいくかについてお伺いしたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（吉仲繁樹）** 県が主体となってとり行います獣害対策についてお答えをいたします。

現在、県では、野生鳥獣による被害の減少に向けて市町が計画的に実施しています有害鳥獣捕獲を促進するため、大型捕獲わなの遠隔監視・操作システムまる三重ホカクンなど、大量捕獲技術の開発、普及や、市町の捕獲促進プランの作成を支援するなど、地域の捕獲力の強化に取り組んでいるところがあります。

そうした中、平成27年5月、今、議員も御指摘もありましたように、改正鳥獣保護法では、これまでの市町が行う有害鳥獣捕獲に加えて、国または県が個体数調整のために捕獲ができる指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されたところであり、本県でもこの事業に取り組んでいます。

事業実施地区については、市町の捕獲が進みにくい地域を対象に広域的に鳥獣の管理を図る観点から、県境や複数の市町にまたがる地域、また、鉄道沿線など、いわゆる鳥獣などが逃げ込んでしまうような場所、公共性の高い

地域ですが、そういったところを中心に選定してまいりました。その結果、本年度は尾鷲市と紀北町にまたがるJR紀勢本線周辺地域を選定し、三重県猟友会と連携しながら捕獲に取り組んでまいりました。

現在の捕獲状況は、10月20日から取り組んでいただいておりますが、11月29日時点で46頭の捕獲に至っています。

今後は、本事業における捕獲実績や、委託先であります三重県猟友会の意見等を踏まえ、その結果や手法等についてしっかり検証しながら、効率的な、効果的な捕獲につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○37番（長田隆尚） 今、お答えいただきましたが、事業実施地区につきましては、市町の捕獲が進まない地域を対象に広域的に鳥獣の管理を図る観点から、県境や複数の市町にまたがる地域、また、鉄道沿線など公共性の高い地域を中心に選定を行ったということでした。

津のほうから紀勢本線で帰りますとよく、獣害の関係で電車が遅れて来ることがあります。そんな中で、実は京都のほうから帰ってくる場合にも関西本線で、草津線あるいは関西本線の柘植—加太間でもよくぶつかったことによって電車が遅れるということが発生しますけれども、そのような形の中で、例えば関西本線の柘植—加太間とかというようなところ、あるいは、今後名松線がまた動き出すということになります。いろんなところでそういうことが可能なかをあわせてお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 本事業につきましては、いわゆる市町がとりにくいところが、非常にそこに獣が逃げ込んでしまうということで、そういうところの捕獲圧を高めることによって、結果として農作物あるいは林作物の被害を減少するということにあります。今、いわゆる議員が御指摘のあったような地域も当然認識はしております。今後そういった地域の選定に当たりましては、有効性、効率性、あるいは緊急性など、予算の範囲ではありますけれども、十分考慮しながら検討してまいりたいと考えております。



以上でございます。

〔37番 長田隆尚議員登壇〕

○37番（長田隆尚） では、十分検討していただいて、交通の利便性も含めた上でそちらのほうも対処していただければというふうに思います。

今日は交通政策中心に述べてまいりましたが、最後の獣害のところも交通に関係するところとして、この三重県総合交通ビジョンの初めに書いてございます、今回策定した三重県総合交通ビジョンでは、20年後を見据えた安全・安心で快適な生活と活力ある経済活動を支える交通の姿を描いています、その実現に向け、国、県、市町、交通事業者、県民、その他多様な分野の関係者が協創しながら取組を進め、幸福実感日本一の三重を目指しますとございますので、ぜひとも20年の間に幸福実感日本一になりますような形で御努力願いますことを最後をお願い申し上げまして質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

休

憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

開

議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。

伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚です。発言の機会を与えていただきました伊賀市の皆さんに感謝申し上げて、3項目にわたって質問させていただきたいと思います。

まず、1点目、生活困窮者自立支援について質問をいたします。

現在、生活保護者は全国で217万世帯、受給世帯も162万世帯と過去最高を更新しています。労働法制や社会保障制度の後退で、生活保護を受けていなくても、低賃金、低年金、無年金といった生活に困窮する方々は増加の一途をたどっています。

そのような背景のもと、本年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。この法律は、これまで生活保護という最後の手段に至る手前にセーフティネットを張り、自立相談を通じて、就労支援をはじめ、生活再建のための必要な支援を行おうとする内容になっています。

まず、本県の市町や福祉事務所における生活困窮者自立支援事業の実施状況と県として認識している課題についてお伺いをいたします。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 生活困窮者自立支援制度の実施状況、それから課題について御質問いただきました。

生活困窮者自立支援制度につきましては、第2のセーフティネットということで、包括的な支援を行うことによりまして自立を促進していくということを目的としております。このため、都道府県、市、それから、福祉事務所を設置しております町村が必須事業として自立相談支援事業、それから、住居確保給付金の支給を行うほか、自治体の判断によりまして、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業等を任意事業として実施するということになっております。都道府県につきましては、それらに加えて、就労訓練事業者の認定を行うとともに、市及び福祉事務所を設置いたします町村が事業を円滑に実施できるよう、必要な助言、情報提供等を行うとされております。

本年4月、法施行後の本県内におけます取組状況でございますけれども、

県は所管する郡部におきまして必須事業に取り組むとともに、全ての任意事業に取り組んでいるということでございます。また、福祉事務所が設置されている県内15の市町につきましては必須事業に取り組むとともに、就労準備支援事業については6市、家計相談支援事業につきましては8市、それから子どもの学習支援事業につきましては9市で取り組まれています。一時生活支援事業は取り組まれておりません。

この取組の率ですけれども、取組状況につきましては、一時生活支援事業を除きまして、全国と比べまして高い率になっているというふうに認識しております。

それで、課題ということでございますけれども、当事業の課題といたしましては、法施行後間もないということでございまして、制度の利用について啓発を充実していく必要があるということと、それから、県内の自治体の中には任意事業に取り組んでいない自治体もあるということですから、引き続き、任意事業に取り組んでいただくように働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） それでは、少しこちらをごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）生活困窮者自立支援制度の概要ということで、どういう流れで行われているかということを示したものです。

今日、特にお伺いをしたいのは、まず、この自立相談支援事業で相談を受けとめてからの出口の部分であります、この就労支援にかかわるところについて、特にお伺いをしたいと思っています。

県の役割として、市町でのこういう自立相談支援事業を受けて、出口の部分で働くことにつなげていくということをしつかりと後押ししていくことが重要であるというふうに考えています。一般就労へのステップアップを目指す就労訓練事業者については、都道府県が認定を行う主体となっておりますけれども、県内ではようやく2カ所目が認定されたというふうなことをお聞

きしていますが、まだまだ不足をしている。全国的に見ても不足をしているというふうに思っています。福祉就労に実績のある事業所にお聞きをいたしましても、制度がわかりにくいですとか、あるいは、認定に向けた手続きが煩雑であるという声ですとか、事業所への優遇措置が乏しいと、そういうことで手を挙げにくいという声もお聞きをしてみました。

それから、先日、全国の市町村を中心に、この担当の職員の方と一堂に会してお話をする機会があったんですけども、やはり日々の相談業務に追われていることや、限られた体制の中で生活保護などほかの業務との兼務で、企業や法人に開拓に行く余裕はとてもない、そういう声が聞かれています。

そこで、この事業所を認定する主体でもある県として、市町にない強みというのはやはり、雇用や労働行政のノウハウだと思っています。それらを生かすことや、あるいは、県独自の優遇策を設けることはできないか。そういうことを通じて事業所の拡大を後押ししていただきたいというふうに思っていますが、その点について答弁いただきたいと思います。

**○健康福祉部長（伊藤 隆）** 就労訓練事業につきましては、議員御指摘のとおり、2件の事業を認定しております。

これにつきましては昨年度、この事業者の掘り起こしをするため、県内の社会福祉法人でありますとか、障がい者雇用等に取り組んでおります企業など、事業者に対しましてアンケート調査等を実施いたしました。その中で、その結果を受けまして、その実施に前向きであった事業者を中心に実施を働きかけるなどして取組を進めてきたということでございます。これまでに、特定非営利活動法人、社会福祉法人の2事業者を認定しましたほか、申請中の事業者も1件、あるいは問い合わせがある事業者も幾つかあるということでございます。

それで、今後も様々な分野で拡大していけるよう取組を進めたいというふうに思っておりますし、それから、優遇措置の話でございますけれども、これは、就労訓練事業につきましては事業者の自主的な取組ということで、国においては税の優遇措置というのも一応確保されているということでござい

ますが、事業者に対する運営費の助成とかは行っておりません。その他のインセンティブにつきましては、まだ認定状況、利用状況、少ない状況でございますので、そういったことも含めまして今後検討していきたいというふうに思っております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 例えば、県で独自で優先発注にそういう事業者を加えるとか、積極的なPRや情報発信をしていくとか、そういうことを通じて、雇用経済部ともしっかりと連携をしていただいて取り組んでいただきたというのをお願いしておきたいと思います。

それから、次に行きたいんですけども、この法律のまず対象なんですけれども、生活困窮者自立支援法の中には現に困窮をしている者というところが生活困窮者の定義とされておりまして、事業によっては所得や資産の制限もあるということだと思いますが、この生活困窮者自立支援制度ですけれども、生活保護や様々な支援のすき間にある人をより幅広く捉えて支援をし、生活再建をしていくというのがこの制度の趣旨だと思うんですけども、その辺はやはり、柔軟に対応していく、弾力的に捉えて対応していくべきだと。例えば、両親がいらっしゃる方で親の年金や資産があるから、生活に、実は就労することに課題を抱えている方が対象にならないというようなことはあってはならないというふうに思うんですけども、県としてその辺はどういう見解をお持ちでしょうか。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 先ほど、私のほうから六つ事業があるというふうに御説明させていただきました。住宅確保給付金の支給、それから就労準備支援事業、それから一時生活支援事業、これにつきましては収入や資産の要件があるということでございますけれども、その他の自立相談支援事業、あるいは家計相談支援事業につきましては、困窮の程度にかかわらず広く相談を受け入れると。あるいは、子どもの学習支援につきましては自治体の判断でやっていくということになっております。

それで、とりあえずは生活保護も含めまして相談に来ていただくと。その

中で、ハローワークとか、先ほど御紹介がございました雇用経済部とか、そういったところの取組も含めて、幅広くまずは相談をさせていただくということで生活の再建ということにつなげていきたいというふうに思っております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） では、その辺、よろしくをお願いします。

次に見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）これはほんの一例なんですけれども、滋賀県の野洲市というところで多重債務者の包括的支援プログラムというのを実施しております、先進的な事例として知られているところなんですけれども、ここでは、生活困窮者の方々の実態をどこがどういうふうにつかんで、横断的にどのように支援をしているのかというところを少し参考にしたいというふうに思います。

まず、この野洲市の場合でしたら、この市民生活相談課というところが大変大きい役割を果たしてしまっていて、市民の方の相談を一手に引き受けて、この人はどういうふうな支援をしたら生活再建ができたり困り事が解消したりするかというふうな、そういうつなぎをやっているわけなんですけれども、特にここを見ますと、納税推進課というところが入っていて、例えば、市税と国民健康保険税だったらどっちを優先的に、滞納している方であっても整理していったほうが生活再建につながるか、先に国民健康保険税を整理したほうが資格証を持っていた方が短期証に変わって医療を受けられるようになったりとか、そういうことも考えられます。

ここで県がどういう関係にあるかということなんですけれども、例えば県におきましても、債権の管理ですとか、あるいは県営住宅といった住宅政策でありまして、特に、役所ですとか、あるいは行政機関の違い、役所の縦割りを見直して横断的に取り組んでいくという発想がこの中にはしっかり組み込まれています。

少し考え方をお聞きしたいんですけども、県としても債権管理ということとは大きな課題でありまして、収納率を上げていくということに取り組んで

おられますけれども、例えばこういう野洲市のような横断的な取組を通じて、それぞれ部局の中で様々なミッションがある中にしても、市民、県民の生活を立て直していくんだという、そういう理念が貫かれているというふうに思うんですけども、この点についての評価ですとか見解をお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 生活困窮者の支援に当たりましては、県のほうでは生活保護の検討のスキームと共通なんですけれども、まず、支援対象者ごとに、支援に携わります、外部も含めました関係者が集まりまして、置かれた状況でありますとか問題点、課題等を共有いたしまして、過去の事例等も参考に支援を検討するケース検討会議を開催すると。その上で、特にこの生活困窮者につきましては、支援プランの認定に当たって、相談支援員を中心とした、これまた外部の関係機関が集まりまして、ケース検討会の内容等を踏まえて検討する場として支援調整会議というのを設けて、福祉分野が中心になりますけれども、関係機関が連携して支援方策を検討しているというところがございますが、市役所、今回御紹介いただきましたような関係する部局が、状況につきまして情報共有して、ワンストップで他部局も含めた対応方針を決定するといった取組は行われておりません。

こういった取組につきましては、そういった例も参考にして、どういった連携ができるのか検討していきたいというふうに思っております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 債権管理ということも含めてということなんですけれども、その辺、例えば野洲市のこういう全庁的な取組、いろんな法律家の方ですとか民間の方、地域の方もかかわったこういう取組について、総務部長はどういうふうに、例えば評価をされますか。率直な御感想をお聞かせいただきたいです。

○総務部長（稲垣清文） 先ほど議員のほうから御説明いただきましたこの野洲市の取組ですけれども、ちょっと詳細まで、私、存じておりませんが、一つ疑問といいますか、ひっかかりますのが、この中で税の取り扱いな

んですけれども、御案内のとおり、税につきましては優先債権というふうな形での位置づけがございますし、自力執行権もあるという中で、この一律の取り扱いでいいのかどうかというふうなところは少し疑問がございます。

ただ、いずれにしても、それぞれのところで、いわゆる生活困窮者に対する減免でありますとか、徴収猶予でありますとか、そういった規定が各条例内に、法令の中に決められておりますので、そういった部分を守る中で、こういった部分、関係部局と相談できる部分は相談しながら連携をしていきたいなと思っております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 一律にということではなしに、やはり一人ひとりのケースを見て、野洲市の債権管理条例の中には、市長の判断で生活困窮が著しい場合は徴収を停止することができるという、そういう条文も加えられております。そういうこともぜひ、今後じっくり研究をしていっていただきたいと思えます。

それでは、次へ行きたいと思えます。

ハローワークの地方移管について質問をいたします。

全国知事会はハローワークの地方移管について、就職相談から職業紹介まで一貫した支援が可能となること、生活支援をはじめ、きめ細かい支援をワンストップで提供できることなどから、国に対してハローワークを地方に移管することを強く求めてまいりました。

このことを受け国も、2012年10月からハローワーク特区を、埼玉、佐賀、両県で開始し、県と国との労働政策に関するルールの統一化、統一施設での一体的サービスの提供、何より意思疎通を図る上でのプラットフォームとして、特区が大きな役割を果たしてきました。

全国知事会は今年6月30日に、ハローワーク特区開始から3年を経過することを受けて、ハローワーク特区等の成果と課題の検証についてという調査結果を発表しています。そして、11月のこの12日なんですけれども、ハローワークの地方移管に消極的な国に対して、改めてハローワークの地方移管を



強く求めるとともに、当面する課題として、地方版ハローワークの創設、ハローワーク特区の全国展開などを、石破地方創生担当大臣に全国知事会として要望を行っているところであります。

一方で、国は11月20日、内閣府の地方分権改革有識者会議雇用対策部会で、ハローワークの地方移管については行わず、地方自治体との連携を拡大することで決着を図ろうとしています。

そこで、知事のハローワークの地方移管に対するお考え、そして、ハローワーク特区等、これまでの取組に対する評価をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ハローワークの地方移管についての御質問に答弁いたします。

全国知事会としましては、平成22年以来、要請活動を行ってきたわけですが、その経緯は先ほど議員からありましたので、重複しますので割愛しますが、この3年間の試行的取組において、職業紹介のみならず、生活・子育て支援等、求職者に対する総合的な支援の提供が可能となるなど、一定の成果も上がっている部分もあると思います。

一方で、国側と県側で利用者情報の共有が不十分であったり、利用者が説明に二度手間を要している、雇用保険や職業訓練の手続は改めてハローワークに足を運ばなければならない、特区においても、知事の指示権や労働局の判断、対応には限界があり、予算を伴う職員体制の変更等は困難であるなどの課題が明らかとなり、ハローワークの地方移管は必須のものと考えています。

地方移管が実現した場合には、新たな成長産業の立地、企業の本社機能の移転、グローバルな高度技能者の育成等の産業政策により働く場を確保し、県のハローワークにおいて職業紹介、就職相談、人材育成などを行うことによって、攻めの雇用政策が可能となります。

加えて、就職相談から職業紹介までのワンストップ支援、生活支援に係るトータルパッケージでの個々の利用者に寄り添った支援が可能となることで、

地域における多様な就業機会の創出や地域社会を担う多様な人材の確保につながり、地方創生の実現が図られるものと考えています。

全国知事会の要請等を踏まえ、国の地方分権改革有識者会議雇用対策部会において、地方自治体とハローワークの一体的実施、ハローワーク特区の一層の充実等の実現に向け、具体的な制度設計を求める報告書がまとめられたことは一歩前進だとは考えます。

しかし、まだ道半ばであると認識しており、全国知事会の求めるハローワークの全面移管を実現し、県民生活、県民経済の安定と向上に向けて、最高水準の雇用労働行政サービスを提供していくことが必要だと考えています。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 知事からは、ハローワークの地方移管に向けた力強い御答弁をいただきました。

先ほど1問目からも申しておりますように、産業政策だけでなく、やはり生活ですとか福祉と、労働、雇用の政策を結びつけていくということも非常に大事だという問題意識を持ってしまして、ハローワークの地方移管ということは強く国に対しても引き続いて求めていっていただきたいというふうに思いますが、まずは、このハローワークの地方移管に向けた突破口を、この地方から、三重県から広げていくという、そういう必要があると思います。全国知事会の要望どおり、地方版のハローワークの設置や、今、ハローワーク特区の全国展開も全国知事会は国に求めているということなんですけれども、ハローワーク特区が仮に手挙げ方式になったときに、これらを申請されるおつもりがあるのかどうか、答弁を求めます。

○雇用経済部長（廣田恵子） 県としましては、ハローワークの全面移管、地方移管が望ましいと考えておりますけれども、地方自治体の意向が十分に反映されて、組織体制、それから財政面での条件等が整うということがあれば、三重労働局とも密接に連携をしながら、利用者の利便性を最優先に、地方版ハローワーク等の仕組みの導入については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） それでは、その辺、よろしくお願いいたします。

最後に、太陽光発電と住環境の保全について質問をいたします。

東日本大震災の福島第一原発事故を契機として、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により全国的に、大規模太陽光発電施設、メガソーラーの設置が進んでいます。また、三重県でも新エネルギービジョンの中で太陽光発電を促進していこうという立場であり、さらに、三重県は日照時間が全国で7位という特性もあることから、それらの流れは加速していくものと考えられます。

その一方で、太陽光発電については、建築基準法の工作物から除外されるなど、その設置に関してはほとんど国の規制がないのが現状です。三重の大きな魅力である自然や景観、さらには、土砂災害等の防災の観点からも大きな不安があります。そのような背景の中、住民との合意形成が不十分なまま事業が進められるケースも見受けられます。

県として、再生可能エネルギー促進の上でも、三重県の美しい県土と、県民が安心して暮らせる環境を守るという立場に立って、条例制定やガイドラインを設けるなど、太陽光パネル設置の適正化を促すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 太陽光パネルの導入を促進するに当たって、適正導入のための条件整備等のお話でございました。

平成24年7月に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度を背景に、本県においても、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など、再生可能エネルギーの導入が進んでおります。特に太陽光発電は、計画から設置までの時間が比較的短いことから、景観、防災、安全上の課題など、地域との調整が不十分なまま設置が進んでいるところもございます。

このような状況の中で、全国知事会では、一定規模以上の太陽光発電設備

の設置には地方自治体の同意などを必要とする制度を創設することについて、近く国に提言することとしております。

また、県におきましては、現在策定中の三重県新エネルギービジョン改定版、最終案でございますが、これをお示しさせていただいております。ここにおきましては、メガソーラーなど発電規模の大きい新エネルギーの施設の設置については、計画段階から地域住民に情報が提供され、住環境、自然環境、景観に配慮することで、地域との共存共栄を目指しているところでございます。

今後は、太陽光発電設備の設置に関する法令を所管する関係部局や市町と連携し、事業者に対して、地元市町との協議や、それから住民説明会の開催を働きかけるなど、太陽光発電の適正導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） このメガソーラーについてなんですけれども、今年8月に四日市で、メガソーラーにかかわりまして、環境影響評価におきまして知事から次のような意見が出されています。

集落が事業実施区域に囲まれることから、当該集落への環境影響、特に気象、地すべり、景観に配慮して事業の詳細を決定すること、住民から、里山、森林の減少や自然破壊を懸念する意見があることから、住民理解が得られるよう努めること、生物多様性への影響を回避、低減することを検討した上で森林として残す場所を決定することなど、少し、太陽光発電に、メガソーラーの設置に向けて少し踏み込んだ知事意見を付されているところであります。

伊勢志摩サミットの誘致に当たりまして、三重県の、日本の精神性豊かな文化、伝統、そして、何よりも日本の原風景とも言える美しい自然が突然太陽光パネルに変わってしまったたり、なれ親しんだ景観や里山が住民合意が不十分なまま進んでいくということは、これからますますこの太陽光発電がどんどん増えていく中で、将来的にもこういう課題というのは大きくなって

いくのかなというふうな不安があります。将来的には大量の太陽光パネルの廃棄物も出るのではないかというふうな懸念もされているんですけども、この美しい日本の原風景とも言える三重の自然をどのように守っていくかということ、最後、知事に決意をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 私が三重県民の皆さんとかといろいろ話をしたり、若い世代とお話をするときに、三重県の好きなところは何ですかと聞きますと自然と答える人が、特に若い世代において多いというのを実感しています。したがって、いろんな生活の利便性やエネルギーの確保の観点から必要な部分はあるものの、やはりその住民の皆さんが誇りに思う自然というのは大切にしながら、皆さんの意見を聞いてしっかり進めていきたいと思っています。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ぜひ、県民の安心できる生活環境を守ることと、再生可能エネルギーの適正化といいますか、それらに努めていただこうことを強くお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 7番 倉本崇弘議員。

〔7番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○7番（倉本崇弘） 桑名市・桑名郡選出の大志、倉本崇弘です。

まず冒頭に、質問に関連することで、11月13日、パリでの同時多発テロにおいてお亡くなりになられた皆様に御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、負傷されました方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、早速、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、伊勢志摩サミットの警備についてお伺いをしたいと思います。

先ほど冒頭でも申し上げましたように、先日パリでの同時多発テロ、こういった事態がいつ何どき起きるかわからない、こういった状況に、今、国際環境は置かれている、こんなふうには私と思っています。

そういった中で、知事提案説明においてもこのテロ対策を第一に上げられ、

外務省等へ早速、伊勢志摩サミットにおけるテロ対策等のさらなる強化にかかわる緊急要請を行っていただきました。国際情勢に対応した素早い対応であると高く評価をさせていただきたい、こんなふうには思っています。

しかし、今回のテロにおける報道等を見ていると、まさに現実的に軍隊がその最前線にいる、こういった感じを強く受けます。一方で、我が国においては警察がその主たる任を担っていただく、こういったことになっておりますが、装備面から考えるとテロ対策は自衛隊との協力というものが必要不可欠なのではないか、こんなふうにも思うところであります。

そこで、知事提案説明にもあるように、国との連携を一層強化しとも、こういったふうに述べていただいております。自衛隊を含めた協力関係、そして体制強化をどのようにお考えになっているのか、お示しをいただければと思います。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 伊勢志摩サミット警備、関係機関、中でも自衛隊との連携についてお答え申し上げます。

まず、サミット警備でありますけれども、これまでに警備計画の策定に向けまして、高速道路や会議場周辺における実地調査を行いましたり、関係機関と連携してテロ対策合同訓練等を実施するなどをしております。また、県が主催する住民懇話会におきまして、警備活動に関する説明を行って、住民の方々の不安を払拭するための活動を進めております。

さらに、テロ対策防止という点では、官民一体となって進めることが大変有効でございます。そこで、テロ対策三重パートナーシップ推進会議を設立いたしまして、これは伊勢志摩サミット後も見据えた取組として推進を図っております。

このように、サミット警備につきましては、関係機関と十分連携をしつつも警察が主体となって行っているところでございます。

なお、警察では先般も、近鉄の明星駅におきまして、11月12日ですけれども、関係機関等と連携して、化学剤や爆発物を用いた攻撃に対するテロ対策

訓練を実施しております。万が一、テロ等が発生した場合には、第一義的には警察が対処することとなります。その被害を最小限度に抑えるために、機動隊に編成されております銃器対策部隊、あるいは爆発物処理班などにより、迅速、的確に対処できるように訓練を重ねております。

さらに、サミットにおきましては今後、全国からそのような訓練を積みました警察の専門部隊が派遣されてまいります。こういった部隊とも連携を図りながら対処してまいることとしております。

なお、自衛隊との関係でありますと、これまでも武力攻撃事態やそれに準じた事態における国民保護のための訓練ということで、共同調整所の設置ですとか部隊輸送の訓練といったものを実施しております。

今後もサミットに向けまして関係機関と十分に連携を図って、テロ対策に万全を期してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

先日、これは産経新聞のウェブ版の記事ではないかと思うんですが、11月29日の記事なんですけど、自衛隊の伊勢志摩サミットにおける警備体制が明らかになったという、こういった報道がされています。この記事を見てみると、自衛隊が会場までの運搬をするオペレーションなど、個別の部分について自衛隊に御活躍をいただくということが記載をされている一方で、警察や海上保安庁と連携をしというふうにも記載がされています。これは、先ほど御答弁をいただいた範囲の中での協力関係をしっかりと結んでいただくという、こういった意味なのかなと思うんですが、念のためちょっと確認をさせていただきたいんですけど、基本的には警察は警察できっちりとやってもらうと、ある部分、場合によっては自衛隊にお願いをする部分があればお願いをすると、そして、情報のある程度の共有化はするけれども、指揮命令系統が一本になってくるわけではないという、こういう理解でいいんでしょうか。そのあたりをお答えいただければと思います。

○警察本部長（森元良幸） 自衛隊との連携につきまして再度お答え申し上げます。

ます。

議員御指摘のとおりでございまして、指揮命令系統が一本になって混然と行うというものではございません。例えば、首脳等の輸送などで自衛隊が活躍されたり、あるいは、先ほど私、ちょっと申し上げましたけれども、非常にシビアな武力攻撃事態に至るような場合に備えて、自衛隊のほうでこの記事にありますような一定の準備をされるということは承知しておりますけれども、それぞれの機関が特性を生かして、伊勢志摩サミット警備、会場警備に関しますと警察が主体となって行って、事態の推移によりまして自衛隊に協力をお願いするなどの場合はあろうかと思えます。そういうことでございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） ありがとうございます。

基本的な考え方も理解をいたしましたし、基本的には警察という組織の中で自ら対応不可能であるということを書いてもらっては困るというのもよく理解をできますし、それに十分対応できるだけのものは、私は持っているとも思っています。

しかしながら、冒頭でも何度か申し上げさせていただきましたが、国際情勢の中でありとあらゆる状況が想定をできるという、こういった状況になっていると思っています。

実際に我が国においても、近年では陸上自衛隊がテロ等を想定した合同訓練も実施をしているわけでもありますし、現行法の中でも、これは伝家の宝刀といいますか、相当厳しい条件の中で治安出動という事態も場合によっては検討しなければならないと、サミットというのは国際的にも大変大きな行事ですので、そういったことも十分想定をしていかなければならないのかなとも私は思っています。

こういったあたりの議論というのは、国を中心ということに最終的にはなろうと思いますが、地元としてもやはり最善を尽くす、三重県において今現在しっかりと考えられることは警察でもってしっかりと警備をしていただ



くということにもなってくるとは思いますが、これと同時に、さらにまた別のところでいうか、これは知事あたりで御検討いただくか、あるいは、場合によっては国に対して要請をしていただくということにもなるかと思いますが、警察で対応が仮に難しいと思われる事案が発生する場合というのは国とどういう連絡調整をとっていくかということも若干頭に置きながら警備体制というのを組んでいかなければならないのかなと、こんなふうにも思っておりますので、そのあたり、ぜひとも万全を期して無事サミットが開催できるような警備をしていただければと思います。

この点については要望とさせていただきます、次の２番目の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、第２番目の小・中学校の教員採用とその配置について、２点お伺いをしたいと思います。

一つ目が新規採用について、２点目が講師の採用についてお伺いをしたいと思います。

まず、新規採用についてであります。現在三重県では、新規採用者については出身地等には配置をしないと、こういった基本的な方針で配置がなされています。この方針は、全県的に見ると大変バランスのとれた教員配置を可能にするなど、有効な方針であると私も理解をいたしております。

しかし、北勢地域など、県境に接している地域においては、ただでさえも進学時に県外に学生が流出をするという状況にあることに加えて、採用した後出身地に配置をしないという、こういった方針がありますと、採用環境がかなり厳しい状況に置かれてしまうのではないかと大変懸念いたしております。

加えて、他県と比べて初任給に差がある中では、さらに人材の確保が難しくなってくる、こういう環境にあると私は理解をいたしております。せめて、初任給の見直しとまでは申しませんが、採用時の配置についてはより新規採用者の意向が反映できるような制度に変更はできないか、まずはお伺いをしたいと思います。

続きまして、一緒に講師の採用についてお伺いをしたいと思います。

現行制度でいくと、講師については、既に各学校現場等で御活躍をいただいている方で新たに正規の教員への採用を目指すという方々と、新卒者の皆さんが同じ試験を受けていただくということは、試験勉強の時間的な制約があると私は思っています。

しかし、一方で、講師の先生方というのは実際に教育現場で御活躍をいただいているわけでありまして、そこで培われた経験というものがあります。こういった経験は現場でも高く評価をされており、こういった人材の正規の職員としての活用というのは極めて重要な取組であると私は理解をいたしています。

そのためには、例えば学校長の推薦があれば一定程度試験を免除するなどの取組が必要なのではないか、こんなふうにも思っています。また、配置においても、講師として在籍をした学校で一定期間採用後も御活躍をいただくことによって、採用側にとっても、そして現場にとっても運営上大変大きなメリットがあると思います。そこで、講師の採用と配置についての考えをお示しいただければと思います。

以上2点、よろしくお願いをいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○**教育長（山口千代己）** 小・中学校の教員採用と配置に関して1点、それから採用試験についての御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、新規採用者の配置の考え方について御答弁申し上げます。

教職員の配置については、教職員一人ひとりがやりがいを高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って児童・生徒の目線に立った教育実践に取り組めるよう、積極的、計画的に行っているところです。

小・中学校の新規採用者については、若い段階で複数の学校を経験し、視野を広げ資質向上を図るという中期的な人材育成の観点や、県内各市町の年度末の欠員状況と採用試験合格者を広域的に調整することが必要とされてい

ることから、これまで出身地及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とするとしてまいりました。

しかしながら、市町教育委員会あるいは1対1対談など、首長からの新規採用者の地元への配置要望、あるいは県議会等の議論も踏まえ、平成27年度から出身地及び生活の本拠地以外への配置に努めると改め、新規採用者の講師としての実績等も踏まえ、出身地への配置も行うこととしたところでございます。

このように新たに配置基準を見直したところであり、今回の変更点について市町教育委員会とも十分な意見交換を行うとともに、成果や課題について検証し、新規採用者の資質向上にも留意しながら、一層適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、教員採用選考試験についてでございます。

本県の教員採用選考試験につきましては、これまで様々な改善を行ってまいりました。その中で、常勤講師としての一定の経験年数を有する方を対象として、教職経験者等を対象とした特別選考を実施しています。

この特別選考においては、講師の実績なども踏まえ、1次試験の教養試験にかえて、所属校長が当該講師の情熱、意欲、指導力などを評価した書類を提出することとしております。

それに加えて、今年度から、講師としての経験年数が所定の年数を満たしていない場合であっても、前年度の1次試験に合格した方で、今年度常勤講師として任用されていれば1次試験を免除するというように改善を図ったところでございます。

今後も引き続き、この特別選考を適切に実施して、すぐれた知識、技能を有し、子どもたちに向き合える、教員としての資質に富む人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

一定、いろいろな改正というか改革というかをして進めていただいているということは私も承知をいたしておりますが、まだまだ実際に採用をされる側、学生の側にはまだ、なかなか、三重県に行くところに行かされるかわからないという不安を感じているのもこれも、事実だと思います。

今現在、教育委員会の中でも、愛知県の学校等にも出向いていくというのを実施されるのか、検討しているのか、そのあたり、十分私も確認はできていませんが、いろいろな取組をしていただいているというのは十分わかっているんですが、それでもまだ学生の間になかなか不安があると思うんですね。そのあたり、いずれにしても、愛知県に進学をしたような生徒に対しても、今後、三重県教育委員会としてしっかりPRしていく機会をつくっていかれるという方針もお伺いしておりますので、そういった機会に、必ずしも出身地から外されるかもしれないと思っている方がまだかなりいらっしゃるみたいなこともお聞きをしますので、そのあたりというのはしっかりと広報していただくことは可能でしょうか。そのあたりについてお聞かせをいただければと思います。

**○教育長（山口千代己）** 本県におきましては、教員採用選考試験の、特に小学校においては倍率が低くなってきておりまして、そのあたり、本県の教員を目指していただく方をリクルートというんですか、PRをするために、それぞれ大都会とか、あるいは教育学部の多いところへ行ってPRしておりますので、そんな際にあわせて、議員からいただいたような点、受験者がそんなに遠くへ、例えば北の子が南のほうへ行くようなことのないということで、実際、私も議員からこの話を伺ったときに、北勢地区はほとんど北勢地区管内で収容されるということで、南部のほうへは行っていないというようなことを聞いておりまして、中学校におきましても松阪から以南には北勢地区の学生は1名しかいないというようなことを聞いておりますので、そのあたりについては不安のないように、そして、三重県に受けてもらいやすいように今後PRしてまいりたいと思います。

以上です。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいておりますように、相当程度、北勢地域の場合は北勢地域にということやっていたらということとは承知をいたしておりますが、それであるにもかかわらず、まだ結構、現場、あるいは学生の中には配置時になるとどこへ行かされるかわからないという声が聞こえてくるということは、周知の部分でやや不足をしているのかなと思いますので、ぜひしっかりと、そのあたり、取り組んでいただければと思います。

この問題というのは、三重県全体で地方創生にしっかりと取り組んでいただいている中で、まさに一部とはいえ社会減になるような、そういった状況を生み出しているということにもつながりかねませんので、しっかりと、基本的には給与の面等、そこまでいじれと言うつもりはありませんので、ぜひ柔軟な運用の中で、三重県に愛着を持っている人たちがまたしっかりと戻ってきて、三重県で教員として御活躍をいただけるような、そういった環境づくりというのをしっかりと教育委員会としてもやっていたら、こんなふうだと思います。

それでは、次に、最後の道路維持管理費についてお伺いをさせていただきます。

近年、三重県に限らず全国的に、道路をはじめとする公共施設の老朽化が顕著になってきています。限られた財源の中で必要な維持修繕を行っていくことというのは、これは年々厳しい環境になってきており、どこに幾ら投入をするかという点においては明確な説明責任が発生するんだろうと私は思っています。

（パネルを示す）そこで、この表をごらんいただければと思います。

まず、1点修正をお願いしたいんですが、一番左側の道路全長となっているんですが、正確には道路延長だと思しますので、この点を御修正いただければと思います。

この表なんですが、左側から各事務所ごとの道路延長、そして、真ん中の

部分が、これが道路の維持管理予算、ここまでは、これは県土整備部から御提供いただいた資料をもとに作成をしたもので、一番右側の数字は、これは私が独自に計算をしたものなのですが、予算額から道路延長を割ったものであり、1キロメートル当たりの予算が幾らぐらいになっているのかなという各事務所ごとの予算を割り出しています。

この一番右側の数字をずっとごらんいただければと思うんですが、これを見るとかなりばらつきがあります。2000円ぐらいから、下が2000円、3000円、あるいは1000円程度のところもありますので、相当ばらつきがあります。

当然、三重県というのは地域特性が大変多岐にわたっておりますので、そういったばらつきが若干出てくるのはやむを得ない部分もあるんですが、それにしても地域的な特性によってこの金額がばらついているというわけでもありませんし、この分配が本当に公平なのかといえば、午前中も議論がありました。私は必ずしも公平ではないんじゃないのかなというふうに思っています。

ちょっと一部黄色くさせていただきましたが、ここが特に象徴的な部分かなと思って少し上げさせていただいたんですが、伊勢と志摩、こういったところでは観光面において少し、予算がある程度重点的に配分をされているのかなという、そんな感じもいたしますが、これも十分、絶対そうだと言い切れるわけでもありませんし、そういった説明をし切れるものでもないとは思っています。

あるいは、尾鷲、熊野、こういったところを比較してみると、地理的な条件から見ると比較的似通っているのかなとは思いますが、こういったところでも2400円台と1800円台というふうに差が生じてきているというふうになっています。

あるいは、議会の中での御説明の中でも、道路延長が長くなると予算額が大きくなってくると、こういった御説明も過去にありましたが、その説明にぴったり当てはまるのも伊勢だけなのかなとも思いますし、松阪などでは道路延長は長いけれども1キロ当たりの予算は決して多くない。確かに予

算額を見ると大きくはなっているんですが、1キロ当たりの予算という点においては必ずしもそういうふうになっているわけではないということが言えると思います。

加えて、この表にはない要素として、交通量、あるいは大型の車両の交通量というものも修繕の予算の中では大きく影響をしてくると私は思います。これらの要素を正確に事務所ごとに把握することは困難でありましたので、今回数値としてはお示しをさせていただいていませんが、少なくとも混雑をしているという、そういった資料をもとに見てみると、そういった混雑をしている路線を多く抱えている事務所が必ずしも予算額が多いと、こういった因果関係も、私が調査をした限りでは見られませんでした。

そういった中で、県内の各路線の傷み状況を見ながら予算を積み上げていってもらっている、順次予算化をさせていただいているということは承知をいたしておりますが、この表を見て本当に公平に予算が配分されているとは私は思いませんが、そのあたりの考え方、所見をお示しいただければと思います。

[水谷優兆 県土整備部長登壇]

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、私から、道路維持管理予算の配分の考え方についてお答えを申し上げます。

道路維持管理予算は大きく二つに分類されます。一つは、施設の補修、補強を行う施設修繕費です。もう一つは、電力料金などの固定的経費です。

施設修繕費は、舗装修繕事業、橋梁修繕事業、災害防除事業などに分かれます。

舗装修繕事業は大型車の交通量、橋梁修繕事業は橋梁の損傷状況、災害防除事業では道路のり面の状態など、地域の状況や施設の状態を勘案し、予算の配分を行っているところです。

固定的経費である電力料金についても、トンネルが多い地域、照明灯が多い市街地といった地域特性により配分を行っております。

また、それぞれの事業におきまして、例えば舗装では、先ほど御紹介もあ

りましたが、維持管理指数が県全体で5.0以上を占めるというようなことでありますとか、橋梁修繕事業におきましては、点検結果ランク3、5年以内に修繕が必要な箇所と位置づけられたものを県全体でなくしていくというような全体としての成果目標も持ちながら、地域の特性によった配分を行っているようなところでございます。

いずれにしても、今後も引き続き適正な維持管理のため、地域や施設の状態を的確に把握し、各建設事務所に道路維持管理予算を配分していきたく考えております。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

恐らく道路維持管理予算については、予算が一定、もう少しあれば、事務所間での均衡というのもある程度私はとれてくるのかなと思っています。限られた予算の中でぎりぎりのところでやっていくと、やはり順番をつけてということになってくるとこういった差が生じてくるんだろうと思います。

しかし、こういった、先ほど来お見せをしているようなこういった表をつくってくるとやはりこれは差があるよねということは、どうしても言わざるを得ない、そして言われてくるんだろうと思います。

そういったときに、じゃ、どうするかといえば、私は差を全くなくせということを申し上げるつもりもありませんし、多いところからほかの少ない事務所に引っ張ってこないとだめなんじゃないかと、こういった議論をするつもりはありません。むしろ、明確な説明ができるという、そういった状況をつくり出していけないといけないのかなと思います。もちろん、積み上げていったらこうなったんだよということなんだろうと、今の時点ではそういう御説明になるんだろうと思いますが、それだけで十分納得できる差かといえば、なかなか納得ができないというのが、私がこういった質問を、午前中もありましたように、こういった質問を取り上げざるを得ないというのがそのことをあらわしているのかなとも思います。

そういった意味において、今後、説明責任ということについてどのように



お考えか、もう一度御意見をお聞かせいただければと思います。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 確かに、予算配分する以上というか、予算を執行する以上、結果についても、配分、それから配分した結果の成果についてもきちっとした説明責任を果たすべきであるというふうには考えています。そういうこともありまして、先ほども少し触れましたが、それぞれの事業、個別のそれぞれ独立した事業でございますので、それぞれの事業について成果目標というものをしっかり持ちながら、その進捗状況もお示しできるような形で、今取り組んでおります維持管理の見える化ということも活用しながら取り組んでいくようにしたいと考えております。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○**7番（倉本崇弘）** ありがとうございます。

いろんな、まだ途上というか、いろいろな見直しも必要かと思っておりますので、ぜひともよりわかりやすいような取組をしていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○**副議長（中森博文）** 14番 濱井初男議員。

〔14番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○**14番（濱井初男）** 改めまして、皆様、こんにちは。会派新政みえ所属の多気郡選出の濱井初男です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

私からも、まず初めに、今年13日のパリ同時テロの発生で多くの市民の方々が亡くなられ負傷されました。改めて、亡くなられました方々に哀悼の意を表させていただきますとともに、負傷された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、来年5月26日、27日の主要国首脳会議、伊勢志摩サミット開催まで、残すところあと178日となってまいりました。6月5日にサミット開催が決定し、はや約半年がたったわけでございます。この間、知事には、伊勢志摩サミットに関する国や他県などとの調整、人的・財政支援、テロ対策等に対

する要望、国内外への情報発信など、リーダーシップをいかに発揮しながら積極的な要請活動等を行ってこられました。

また、県伊勢志摩サミット推進局を中心に、部局横断的に精いっぱい対応がなされていると思います。そして、伊勢志摩サミット三重県民会議や、県庁内組織、県伊勢志摩サミット推進本部での活発な議論、関連市町、関係機関などとの連携など進んできていると、このように承知しております。

また、警察、海上保安庁、地元4市町が連携し、警備等を含めた様々な情報を提供し、開催への理解を深めるために住民懇談会を開催していますし、テロ対策などの訓練も、警察をはじめ関係機関と連携し、各地で実施しています。これらの住民懇談会や訓練などを通じた課題や住民不安も出てきているようでございます。

一方、いまだに県民全域に、サミット成功につながるサミットへの参加の機運が高まっていないとの指摘もあります。

そこで、知事にお伺いをいたします。

11月24日の本会議での知事提案説明でも少し触れられておられますけれども、現時点での取組、機運の広がり等につきまして知事はどのように評価をし、残すところ半年、サミット成功のため具体的にどのように取り組んでいこうとされているか、知事の思い、抱負についてまずはお伺いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩サミット開催機運の広がりについて、現時点での評価ということでございます。

サミット開催まであと178日となりました。サミットの成功へ向けて伊勢志摩サミット三重県民会議を中心に、県民の皆様、市町、企業、関係団体等と連携し、オール三重で一丸となって鋭意準備を進めているところであります。

その中で、県民の皆様の機運醸成に向けては、広報、発信のリズムと山場をつくる広報全体計画を設定し、開催まで200日、150日など、50日ごとに節目を設けて取り組んでいるところです。

その手始めとして、開催200日前に当たる11月8日を中心とした今月上旬に、県内全域において広くサミットを周知するため、企業にも御協力をいただき、カウントダウンボードを新たに287台設置しました。また、イオンモール東員での記念イベントの開催や、みえだよりへのサミット特集の掲載など、様々な機会を捉えて周知を行いました。

8月31日から募集を開始した県民会議への御支援のお願いにつきましては、合わせて300件に迫る協賛、応援のお申し込みと、3億円を超える寄附のお申し込みを、県内各地の企業や団体等からいただいているところです。

また、シンボルマークの県民投票では、9月25日から10月1日までのわずか1週間で、3577人ももの県民の皆様から御投票をいただきました。

さらに、10月下旬から募集を始めた外国語案内ボランティアについては、締め切り前ですが定員200名のところ既に300名を超える申し込みをいただいております。国際理解・国際交流プログラムについても予想以上の多くの学校等からお申し込みをいただいております。

こうしたことから、まだ道半ばではありますが、県民の皆様の関心が高まり、開催機運の醸成も進みつつあると、一定の手応えを感じています。

一方、先般パリで発生した同時多発テロは、伊勢志摩サミットを控えた本県にとっても対岸の火事ではない、大変憂慮すべき事態です。テロ対策については関係機関との連携を一層進めていく必要があると気を引き締めており、安全で安心な環境の中でサミットが開催され、来訪される方々だけでなく県民の皆様も安全を確保できるよう、万全の対策を講じていきます。そのためにも、官民挙げて全県でのテロ対策への協力というものが必要であると認識しております。

10月27日、ジュニアサミットが、桑名市を主会場として、県内各地で視察交流イベントを行う形で開催されることが決定しました。今後、オール三重の取組が一段と進むよう、県民参加の取組が全県的に広がることを目指し、各地における取組を展開していきます。

12月7日、8日には県民会議主催でのプレストアを伊賀地域及び松阪市で実施し、1月16日には第2回伊勢志摩サミットフォーラムを鈴鹿市において開催するなど、県内全域でのサミット開催に向けた取組を具体化しています。

また、さらなる全県的な開催機運の醸成を図っていくため、地元4市町以外の25市町にも県民会議に直接御参画いただきたいと考えています。

さらに、広報全体計画においては、開催100日前周辺を県民の行動を喚起する時期、50日前周辺を県民の具体的な行動を促していく時期として位置づけています。これを踏まえ、1人でも多くの県民の皆様にサミットへの取組に参加していただけるよう、市町や関係団体等と協力し、開催100日前周辺にはクリーンアップ活動、開催50日前周辺には花いっぱいおもてなし運動等を実施することとしています。

したがって、県民の皆様のご行動という観点では、この50日前、100日前当たりが本番というふうにご考えております。

サミット開催の効果が県内全域に波及し、県民参加の動きが大きくなるとなっていくよう、より一層準備を加速させてまいります。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

知事からは、半年間の取組と、そして県民の機運の広がりについての評価、そして、今後の取組についての思いや決意につきまして、県民の皆様にご力強く語られました。

それから、今までは、成果100%とは言いませんけれども、一定の成果があった、そして、テロ対策もしっかりやっていく、県民を含めた安全・安心を確保していく、そしてまた、50日前、100日前が、やっぱり県民がしっかりとその気になっていただくようにこれから取り組んでいくということでありま。

知事は、ディス・イズ・サミット、ディス・イズ・〇〇サミット、これがサミットなんだ、こういうふうなことをおっしゃられたと伺いました。この

〇〇というのは一体何なのかなと思うんです。これはいろいろとあるでしょう。国のテーマとも絡んでくるかもわかりません。しかしながら、三重県独自の、三重県ならではの〇〇というのがやっぱり必要なのではないかなと私は思うんです。

例えば、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）最終案の中では、誰もが夢と希望の持てる社会づくりというようなことも言われております。豊かな生活、こういうことが言われております。これが平和に結びついていくんじゃないかと。あるいは、昔から言われておりますように、美し国、これに、やっぱり美しい自然、そしておいしい食、そして文化、伝統、こういったものが輪につながり、そして世界の平和につながっていく、そういうことも言えるんじゃないかと思えます。

どうかそういう〇〇というようなところの思いが、今持っていच्छやると思うんですけれども、御披露いただければと思います。

それから、もう1点、柴犬まるがこのたび、いわゆるみえの国観光大使という形で任命されましたよね。現在は主に関東地方で芸能活動をされているようでありますけれども、今後、外国人観光客向けのPRのために、本県での芸能活動をできるだけ早く要請をお願いしたいと思えますし、それから、県民に対してもそういったまるさんにぜひPRをしていただきたいなど、こんなふうな思いでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただきました。

ディス・イズ・〇〇サミット、ちょっとどこで申し上げたか余り覚えていないんですけれども、いずれにしましてもこれから三重県らしさをPRしていくということは大事だと思っております、そこにおいては、三重県では、伊勢神宮や齋宮もそうですね、そういう伝統と、それから、いろんな企業の技術であるとか、そういうイノベーション、F1とかもそうですね、そういう伝統と革新が共存するところであると、そういうようなこの場所であるということとか、あるいは熊野古道とか、あるいは大杉谷とかもそうですね、そういうすばらしい自然と、それから経済成長、こういうものが共存

する場であるというような形のことを、これから三重県情報館（仮称）とか、あるいはいろんな手土産とかも含めて、そういう部分で三重県らしさをしっかりPRしていきたいというふうに思います。

それから、2点目のまるのところについては、現在まるの飼い主の小野さんとも、どういう場面でどういうふうにPRに御協力いただくか、これを御相談させていただいているところであります。しかしながら、まるは8歳でありまして、中年というか、犬でありますけれども、やっぱり動物愛護の観点からも余り負担をかけ過ぎるというものもよくないと思いますので、そういう彼の体調なども、そういうのも相談しながら、一方で効果的な発信になるように御相談していきたいというふうに思います。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。知事の優しさがにじみ出ておりました。どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、2項目めでございます。テロ等不測の事案発生への対策について質問をさせていただきたいと思っております。

今月13日のパリ同時テロの発生を受け、警備上の緊張は一気に高まってまいりました。パリでは劇場やレストランなど市民が日常集う場所であり、市民の不安を増幅させておりまして、伊勢志摩サミット開催を控えた本県にとっても非常に憂慮すべき事態となっております。

サミットが伊勢志摩に決まったもう一つの理由として、警備が比較的容易であることも開催理由だそうであります。メイン会場の志摩観光ホテルは、賢島という橋2本が人の出入り口で規制しやすいということで、警察庁の事前調査で評価されたようでもあります。

首脳陣は、中部国際空港からヘリコプターに乗りかえて直接会場入りするケース、あるいは天候不良などでは車等での移動が考えられますが、車での移動は、いわゆる森が道の両側にあり、課題がないとは言えません。また、大小約60近く多くの島々、あるいは空き家警備など、警備は容易ではなく多くの課題がありそうです。

三重県警では、官民が一体となってテロ対策に取り組むテロ対策三重パートナーシップ推進会議を発足させました。監視の行き届かないところを県民の目で補っていただくことも期待されております。また、テロ対策の官民合同訓練も各地で行われ、三重県警が実施した訓練は既に約100回を超えているとのことであります。

そこで、県警察と国との役割分担について、具体的にどうなっているのか、例えば本体部分は国で道路警備は県警察とか、指揮命令権はどのようになっておるのかといったことを伺いたいと思います。

また、県警察官は約3000人でございますが、一般治安の警察官も当然ながら必要であります。2008年の北海道洞爺湖サミットでは、約2万1000人の警察官が警備に当たったようであります。当然、全国からの派遣を受けることになると思います。県として十分な人員を確保されているのか、例えば同時多発テロや後方での有事発生時の対策などの計画策定はされているのかお伺いしたいと思います。

なお、警備に関する予算では9月及び12月補正予算に計上されておりますが、しっかり精査されるべきと思います。燃料費ほかについても、今後も追加して予算計上をする予定があるのかどうかあわせてお伺いをさせていただきます。

総額の見通しをお伺いしたいところではありますけれども、来年度予算分は12月7日開催の当初予算要求状況で示されると思いますので、今日は金額などの詳細な御答弁は結構であります。

また、NBC（ニュークリア・バイオロジカル・ケミカル）、核、生物、化学テロに備え、対応専門部隊や機材は備えられているのかお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 私から4点、国と県の役割、警備体制、人員、それから予算の面、最後にNBCテロ等の対策につきましてお答え申し上げます。

まず、国と県の役割、指揮関係でありますけれども、警察法は都道府県警察が当該都道府県の区域について治安維持の責務に任ずると規定しております。すなわち、都道府県警察が職務執行の主体、基本単位となっております。今回の伊勢志摩サミットに向けた警備につきましては、三重県内での開催ということになりますので、県警察がその責任を持って実施するという事になってまいります。したがって、将来的に警視庁をはじめとして全国の都道府県警察から多数の警察官が派遣されてまいりますけど、皆さん三重県警察本部長の指揮のもとに入って行動していただくということになります。

ただ、警備に必要な人員、装備などを県警察だけで準備することは困難でございますので、国、警察庁と必要な調整を行いつつ、他の都道府県警察から協力を得ながら実施するという事にしております。

続きまして、県警察として十分な人員の確保ができていくかということでございます。

サミット警備につきましては、会場の周辺環境、近年のサミットをめぐる情勢、それから、パリで発生しましたような国際テロ情勢等を踏まえまして、これから具体的な警備体制の規模を構築してまいります。

ただ、北海道洞爺湖サミットの例を見ましても、県警察の人員だけで警備体制を構築することは困難でありまして、他の都道府県警察から、少なく見積もっても1万人を超える警察官の派遣が必要だろうと思っております。

また、以上は警察官の体制という面でありますけれども、議員もおっしゃいましたように、県民の方、地域の方のお力も重要であります。テロ対策三重パートナーシップ推進会議を先般設立し、さらに、鳥羽・志摩地区及び伊勢地区においても地域版のパートナーシップを発足させました。今年度中に全ての警察署で発足させる予定となっております。

今後も県民の方々、関係機関等と連携して、自主警備の強化もお願いしながら、しっかりとサミット警備に万全を図ってまいりたいというふうに思っております。



次に、3点目、予算の面でございます。

県警察としては、首脳确保安全確保、会議の円滑な進行、そして、何よりも県民の方の安全・安心な生活確保、大変重要であると考えておきまして、そのために必要となる予算を9月補正予算と12月補正予算で計上させていただいたところでございます。

平成28年度当初予算におきましても、現在まだ精査している段階ではありますが、警備の重要性に鑑みまして、例えば部隊の燃料費ですとか職員の手当等々で必要な経費をお願いすることになると考えております。

最後、NBCテロ等のテロ事件の発生の場合の対処でございます。

細菌や化学兵器によるテロ事件が発生した場合に備えまして、県警察においてはNBCテロ対策班が設置されております。同班におきましては、こうしたテロ事件が発生した場合の原因物質の検知、除去、それから救出救助を行うことを任務とし、必要な装備、資機材を備えております。

先般、近鉄明星駅で、化学剤を用いた、あるいは爆発物を用いたテロにおける処理訓練も、鉄道事業者や消防と連携して実施したところであります。

今後、警備計画が策定され、広範囲にわたる警備を行います。全国からも、同種の専門部隊、特別派遣されます。県警察としてもさらに部隊訓練を積み重ね、全国の部隊とも連携して練度を高めて、こういったテロにつきましても備えを万全なものとしてまいりたいと思っております。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

三重県警察本部長が指揮命令権を持っている、いわゆる管轄責任ということになると思うんですけども、こういったことで、応援の警察官に対してもそういった対応をされるということでありました。

そして、NBCテロ対策については、自衛隊員も入ってくるんだと思いますけれども、当然ながら警察、海上保安庁等々との連携で不測の事故に備えるというような御答弁であったと思います。

県民の生活活動、あるいは経済活動に最大限の配慮をしながら、今後より一層警備に万全を期していただくよう要望しておきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、3項目につきまして、来年4月22日から28日までの間開催されますジュニアサミットについてお伺いをいたします。

まず、報道によりますと、日本の代表として参加する中・高校生や高専生の男女2名ずつ計4名は、いずれも県内から選ばれることとなり、外務省が示した参加募集要項で来年2月29日までに参加者を決めることになっているようでございます。討議テーマ案は県が提案した「次世代につなぐ地球～環境と持続可能な社会～」で、英語で討議することとあります。

9月18日に伊勢志摩サミット推進局長から外務省に提案された開催日程や視察先の提案内容は私も承知しておりますが、このたび外務省が示した暫定版プログラムに、県内高校生との交流を含めた各地分散型の体験・交流プラン、三重県ならではの歓迎・交流行事の2点を盛り込むように改めて国に求めていくとのことですので、この提案についてもう少し具体的な内容を簡潔にお答えいただければと思います。

また、サミットを契機に、県内の子どもたちや生徒、県民にも、国際理解・国際交流プログラムなどに取り組むことが参加国への理解を深めることに効果的と考えますが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

〔西城昭二雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

**○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二）** ジュニアサミットについて、現在の検討状況についてお答えをいたします。

ジュニアサミットにつきましては、8月5日、本県での開催を、また、9月17日には先ほど議員から御指摘がございましたように視察先等の提案を行いました結果、10月27日に本県桑名市を主会場として開催されることが決定をされ、11月11日、参加募集要領という形で、2016年ジュニア・サミット in 三重、それから、期日といたしましては4月22日から28日まで、桑名市

を主会場として行うといったようなことが発表されたところでございます。

さらには、同じ日に日本の代表チームにつきましては、男女各2名、加えて付添人1名、男女各2名につきましては15歳から18歳までということでございますけれども、本県から選出をするように外務省から依頼があり、現在参加者の募集を行っているところでございます。

今後は、議員から御説明いただきましたように、三重県ならではの歓迎・交流行事、あるいは、参加された皆さんが県内各地に分散をして御訪問いただいて、本県の美しい自然、伝統文化等を体験していただいて、県内の高校生や地域の方々と交流いただくような具体的なプランについて、開催地の桑名市をはじめ、県内市町の意向を踏まえまして、改めて国に提案してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目といたしまして、国際理解、国際交流についてのお尋ねでございます。

現在、伊勢志摩サミット三重県民会議では、ジュニアサミット以外に、このサミットを契機といたしまして、次世代を担う子どもたちにサミット参加国について理解を深める機会を提供し、また、国際的な視野や感覚を身につけていただくきっかけづくりとするために、国際理解・国際交流プログラムの取組を行っております。

保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、さらには市町、企業、団体等、多様な主体が行います授業や講座等に、サミット参加国に詳しい講師を派遣いたしまして、楽しみながら学んでいただけるようなプログラムを御用意し、今年度中に90回実施してまいりたいというふうに考えております。

既に、この13日から募集を開始いたしまして、今朝の時点で87回のお申し込みをいただいております。第1次の募集分にいたしましては、先着順ということで考えておりましたけれども、募集開始早々に多数のお申し込みをいただいたことから抽せん方式に変更させていただきまして、現在受け付けを行っているところでございます。

ちなみに、本日、もう終わりましたけれども、午後1時20分から2時10分

まで、第1回が鳥羽高校で開催をされたところでございます。

加えまして、外務省からもこのサミット開催に向けまして、県内の小・中・高校生を対象にし、外務省の若手職員を講師としたイチからわかる！サミット塾の御提案をいただいております、年度内に県内小・中・高それぞれ5校程度で実施いただけるよう、教育委員会等の協力のもと、現在取りまとめを行わせていただいているところでございます。

これら二つの取組を合わせますと100回を超える授業等が年度内に県内で行われることになるものと考えておりまして、サミットを一過性のものとして、次世代に資産を残せるように、こういった取組を、教育委員会のほうで展開される取組を含めまして、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

本日、鳥羽高校で、午後1時20分から2時20分でしたか、第1回の交流プログラムがとり行われた、こんなことであります。

それで、次に、時間もありますので、4項目めに入らせていただきます。

伊勢志摩サミット三重県民会議への寄附金でありますけれども、目標額、現時点での総額、今、知事が3億円に達したというようなことでございましたので、これは結構でございますが、その使途についてお伺いしておきたいと思います。

これは寄附の趣意書でも、伊勢志摩サミット三重県民会議協賛・応援・寄附趣意書でありますけれども、これにも趣旨は書いてあるんですけども、具体的な使途というのがちょっと私も把握していないんですけども、大体どういうふうに考えておられるのか、簡潔にお願いしたいと思います。

〔西城昭二雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 伊勢志摩サミット三重県民会議への寄附金についてお答えをいたします。

先ほど知事からも答弁いたしましたように、合わせて3億円を超えております。少し詳細を申し上げますと、企業、団体から130件2億8417万3000円を、個人の皆様からふるさと納税分として58件1767万6538円を、合計188件3億184万9538円というのが先週末での状況でございます。

こういった形で、たくさんの方からお寄せいただきました寄附金につきましては、議員からございましたように、伊勢志摩サミット三重県民会議が実施する事業にということでお募りをさせていただいておりますけれども、今後、とりわけこの寄附金を使って予定しております事業といたしましては、例えば三重県情報館（仮称）、こちらのほうの設営ということが年度内に必要になってまいります。こういった取組でございますとか、あるいは、県民の皆さんと一緒にやって行う100日前、50日前の取組でも例として出ておりました環境美化、あるいは花いっぱいおもてなし活動、こういった取組、さらには、海外のメディア、日本にいらっしゃるメディアの方々を対象としたプレスツアー、第1回が12月7日、8日に予定されているということでございますけれども、こういったプレスツアー、さらには県内外でのイベントにも活用をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

いろいろとこれからの事業に使われるということですが、これはポストサミットという形で後に引き継いでいくことも可能じゃないかなと思いますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、次の項目、子ども・子育て支援新制度への取組についてお伺いをさせていただきます。

その前に、知事、突然でありますけれども、御夫人が御懐妊とのことであります。おめでとうございます。4月中ごろの御誕生というようなことで、どうぞ、お体、御自愛をいただきながら、元気なお子さんがお生まれになりますよう、心からお祈りを申し上げます。また、3歳になる結大君もさぞか

し待ち遠しいことだと思います。どうか今後もイクメン、イクボスで頑張っ  
ていただきますようお願い申し上げます。

それでは、続けさせていただきます。

平成23年8月に成立しました子ども・子育て支援法など、子ども・子育て  
関連3法に基づく制度としまして、本年4月から子ども・子育て支援新制度  
の運用が始まったところであります。

三重県では、結婚や妊娠、子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊  
かに育つ三重を目指して、平成27年度を初年度とした5カ年計画「希望がかな  
うみえ 子どもスマイルプラン」を策定したところであります。ライフス  
タイルごとに、働き方も含め、地方目線、当事者目線で切れ目のない少子化  
対策を実施していくこととしております。

県では、市町が教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施で  
きるよう支援していくために、子ども・子育て支援事業支援計画を策定いた  
しまして、実施主体であります市町は、平成31年度末までの5年間における  
幼児教育・保育等を利用する児童数の見込み、そして保育所の整備等の確保  
方策について、子ども・子育て支援事業計画に定めたところであります。

まず、現状と待機児童解消など課題をどのように捉えておられるか、さら  
に、子ども・子育て会議の開催について、実施状況について把握されておら  
れるか、また、県の支援なり役割についてお伺いをしたいと思います。よろ  
しくお願いします。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、子ども・子育て支援  
新制度につきまして、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

子ども・子育て関連3法が成立いたしましたして、この4月から新制度が施行  
されたということでございます。

この新制度につきましては、支援の質と量の両面を充実して、社会全体で  
子どもの育ちや子育てを支えるということを目指しております。

また、議員の御紹介がありましたとおり、県におきましても「希望がかな

うみえ 子どもスマイルプラン」を策定いたしまして取組を進めていくということとしておりまして、このプランにおきましては、保育所の待機児童数を平成31年度にはゼロにすることなどを重点目標に掲げまして、子育て家庭の支援に取り組むこととしておりまして、そのためには、子ども、子育ての支援新制度を着実に推進していくということが重要であると考えておるところでございます。

この新制度につきましては、施行されまして8カ月が経過したところでございますけれども、その制度におきまして、子ども、子育ての支援の会議を各市町でも設置するというようになっておりますが、現在のところ全ての市町におきましてこの会議は設置されておりまして、開催が行われているというところでございます。

また、現状ということでございますけれども、新制度におきましては、利用者からの申請に基づき保育の必要性や利用時間を決定するという認定事務でありますとか、あるいは教育・保育施設等に給付する施設型給付といったような事務が新たに発生しているというふうなことでございますけれども、県といたしましては市町と随時、情報交換等、意見交換等を実施しておりまして、その中におきましては大きな混乱というのは聞いておりません。ということで、制度はおおむね円滑に実施されているというふうに認識しておるところでございます。

また、今後の課題ということでございますけれども、当然ながら各市町におきましては、子ども・子育て支援事業計画に沿って、保育所の整備でありますとか人材の確保といった取組を着実に進めていくというふうな必要があるかなというふうに考えております。

特に保育士につきましては、早期の離職者が多く勤続年数が短いというふうな傾向にあるということもございますので、人材確保というものが課題かなと考えております。

県といたしましても、こういった課題につきまして、特に保育士確保ということにつきまして支援に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） 保育士確保でありますけれども、今年度、新たに保育士修学資金貸付制度を創設して保育士の確保に努めていきますということでありました。7月10日締め切りであったと思いますけれども、今、何人応募があったということはわかりますか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 保育士の修学資金貸付金につきましては、本年度から開始したということですが、貸付人数、予算上10人ということで募集を開始しておりまして、かなりの応募があるということですが、済みません、きちっと数値については確認をしておりませんが、10人を超える申し込みがあったというふうに聞いております。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） いきなり聞きまして済みません。

恐らく結構人気があるんじゃないかと思えます。これは、引き続きこういった取組をどんどん進めていっていただきたいなど、こんなふうに思っておりますので、また周知につきまして、しっかりと県民の皆様へ御案内をしていただきたいと、このように要望いたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

次に、認知症施策の充実についてお聞かせをいただきます。

認知症の早期発見、早期対応への取組及び認知症の人を支える地域づくりについてお伺いしたいと思います。

高齢化が進みまして、2025年には、団塊の世代、私もそうでありますけれども、75歳以上ということになってまいります。認知症の急増が懸念される場所でもあります。10年後の全国の認知高齢者数は、全国で約702万人、三重県では約10万1000人と推測されています。実に高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。

厚生労働省において、平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定しておりますけれども、認知症施策を加速



することとしておるわけであります。

認知症になりますと、症状の改善は非常に難しいと思われてまいりました。しかしながら、早期発見、早期診断、対応すれば、進行を遅らせることも十分可能であり、住みなれた地域で生活することもできるようになってまいりました。このためには、医療関係者との連携、認知症に関する正しい知識や理解を持ち、温かい見守りや支援を行う人を増やし、地域での支援の輪を広げていく、このことが必要であります。

そのような中、平成26年度の制度改正で全ての市町に認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を平成30年4月までに設置することとなりました。配置の現状や研修など、県の支援についてお伺いをいたします。

また、認知症サポーター及びその講師役となりますキャラバン・メイトの養成が不可欠と考えます。現在の養成状況についてお伺いをいたします。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 認知症の早期発見、早期対応への取組、それから地域づくりについて御質問いただきました。

御指摘のとおり、高齢者が今後急増する中で、認知症になっても住みなれた地域で生活が続けていくと、そのためには早期発見、早期対応が必要だということであります。

このため、認知症の人や家族、かかりつけ医の気づきを早期に適切な診療等につなげていくということで、県ではこれまで、かかりつけ医の研修でありますとか専門的な知識を持つサポート医の養成、あるいは認知症疾患医療センターの設置等を進めてきたところでございます。

そうした中で、議員からも御指摘がございましたけれども、認知症の人やその家族を支援し、早期発見、早期対応への取組を強化するため、昨年6月に改正されました介護保険制度におきまして、市町は、これ、いずれも従来任意事業であったわけですけれども、認知症の専門医と専門職で構成されます認知症初期集中支援チーム、これを設置する、それから、認知症の人やその家族の相談支援を行う認知症地域支援推進員を配置する、これを、平成29

年度末までにこうした支援体制を構築するということになりました。

このことを受けまして県では、三重県医師会のほうの協力もいただきまして、認知症初期集中支援チームの中心となります認知症サポート医の養成に加えまして、チーム員となります保健師や看護師への研修費の助成、あるいは先進事例の紹介等によりまして、認知症初期集中支援チームの設置に向け市町を支援してきたところでございます。

その結果、この11月現在でございますけれども、既に10市町が認知症初期集中支援チームを設置しておりまして、7市町が今年度中の設置に向けて準備を進めている、そういう状況でございます。

それから、認知症地域支援推進員でございますけれども、これも県のほうが養成のための研修費を助成しておりまして、現在、認知症地域支援推進員を設置している市町につきましては、今年度中の配置予定を含めまして18市町となっているところでございます。

それから、さらに早期発見への取組を強化するために、従来から実施しておりましたかかりつけ医や病院の医師、看護師に対する研修に加えまして、来年度からは、できましたら新たに、歯科医師とか薬剤師を対象とした同種の研修、これも実施していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の支える地域づくりということでございます。

認知症に関する正しい知識を持ち、地域等におきまして認知症の方や家族を見守る役割を担うということで、認知症サポーターを増やすことは重要でございます。

今年、これも議員から御紹介がございましたけれども、新オレンジプランの中では、平成29年度末までに認知症サポーターを80万人に増やすと、そういう目標とされております。

県内では、9月末現在ですけれども、全国の660万人に対しまして県内では11万5219人と、11万5000人余ということになっております。

それで、現在策定中でありますみえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）最終案ですけれども、その中におきまして、国のそういった目標も踏ま

えまして、平成29年度末には16万人の認知症サポーターを養成したいということを目標と定めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

具体的には、市町と協働しました講座の開催でありますとか、みえ出前トークを利用した講座の実施、企業への働きかけ、キッズサポーター、あるいは県職員でありますとか市町職員を対象とした講座の開催でございます。

それから、サポーターを増やすためにはその養成の講師役となりますキャラバン・メイトの重要性も議員から御指摘いただきました。県では研修を実施することで養成に取り組んできたところでございますけれども、これも9月末で1921人のキャラバン・メイトを養成したところでございます。

今後も引き続き、市町との協働によりまして研修を開催するなど、キャラバン・メイトの充実にも取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

設置については10市町がもう既に設置をしたということでありまして、今後、今年度中に7市町が設置に向けて今動いておると、こういうような話であります。

この認知症の初期集中支援チーム、そして認知症の地域支援推進員の設置につきましては、市町の取組が円滑に進むように、先進事例の情報提供を行ったり、あるいは、認知症に早期に気づくための手法としてスクリーニングツールがあると思いますけれども、その普及、定着を図って認知症の初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動を支援するということが非常に重要なことだと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これは要望しておきたいと思っております。

そして、ひとり暮らしの高齢者に対して地域の理解が得にくい、あるいは若い世代の認知症の理解に対するアプローチが不足している、こんなことが一つの要因であると思っております。

幅広い認知症サポーター養成講座の開催も必要だと思われまして。また、認知症サポーターの養成目標は、先ほどの御答弁で平成29年度末までに三重県

では16万人と言われました。現在11万5000人、そして、キャラバン・メイトは1921人ということであります。今後、研修等、しっかりと応援をしていただきたいなど、こんなふうに思います。

地域の見守りや認知症の人と家族の身近な支援者として認知症サポーターの活用策についても考えていくべきであると思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○健康福祉部長（伊藤 隆） まずは、周辺で認知症についての理解を広めるということがまず優先というふうに考えています。その中で、例えば徘徊に対する対応とか、そういったところで認知症サポーターの方が中心となって取組を進めていただくということで、それにつきましてもいろいろ市町とか認知症サポーターの活用した取組というのが進められておりますので、そういったことも含めて取り組んでいきたいというように思っております。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

65歳未満で発症します認知症であります若年性認知症、こういった問題もあります。こういったところについては、若年性認知症カフェの普及に取り組んでこられたようでもありますけれども、制度や支援内容について、いわゆる相談先がわからないといったようなことが課題となっておりますので、この対応についてよろしくお願ひしたいと思っておりますので、これ、要望をさせていただきます。

また、徘徊等により行方不明となる方、早期に安全に保護するための広域的な捜索協力体制や市町との連携、取組事例の情報提供を行うことが必要だと思いますので、これらの対応策についてもより一層踏み込んで取り組んでいただきますよう要望いたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

最後は、三重南北縦貫道路、一般国道422号の整備促進であります。

三重県における道路整備の現状は全国平均を大幅に下回っている。県土の発展を図る上で、道路整備は緊急課題であると思います。

国道422号は三重県の中南勢と東紀州地域を南北に縦貫する唯一の幹線道

路でありまして、国道42号、そして国道166号、国道165号と交差、連絡する路線でありまして、沿線5市町の農山村地帯と都市との産業、経済、文化などの広域交流をはじめ、三重サンベルトゾーン、世界遺産熊野古道などの東紀州地域の活性化を支援する重要な生活道路であると思います。

特に、沿線一帯は大台山系の広大な森林を有し、森林の管理や自然環境の保全に大きく寄与するとともに、尾鷲港、長島港から関西方面への鮮魚の輸送など、役割の高い物流道路でもあります。加えて、近畿自動車道紀勢線と連絡する道路のネットワークとしてますます重要となっております。

また、近年頻発する災害時の緊急輸送路としても、道路整備は喫緊の課題であると思います。このために、安定的な道路財源の確保、そして、平成28年度の予算編成に当たっての所要の道路整備費の確保、津市美杉町から北牟婁郡紀北町間約69キロメートルにおいて未開通区間の解消、これは2カ所あります、これを含めた道路改良の整備促進、伊賀市から津市美杉町間、主要地方道青山美杉線でありますけれども、これの整備、現在整備を進めている大台町内の大熊及び八知山拡幅事業、これはトンネルでありますけれども、これについて引き続き整備促進を行って早期の供用を図られるよう、要望書が三重南北縦貫道路建設促進期成同盟会から県等に出されているところであります。

これは知事もごらんいただいていると思いますけれども、（現物を示す）こういった要望書が出されてきております。私も、一般国道425号の整備充実は、地域のみならず、三重県土の発展につながる重要路線と考えておりますので、御答弁を求めます。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（水谷優兆）** それでは、私から、一般国道422号を中心とする三重南北縦貫道路の整備の状況についてお答えをさせていただきます。

議員からの御指摘にもありましたように、三重南北縦貫道路、一般国道422号を中心とする三重南北縦貫道路の整備については重要なものであるというふうに認識をしております。

それでは、まずは、通行不能区間の解消の見通しでございます。

津市美杉町から松阪市飯高町にかけての庄司峠については、現在、庄司峠と並行するルートである国道368号仁柿峠バイパスの整備を進めており、事業化は困難な状況にあると考えております。

また、大台町桧原から紀北町紀伊長島区にかけての池坂峠は、早期の事業化は困難な状況にはありますが、事業化に向けた課題を把握するため、本年、県土整備部道路建設課及び松阪建設事務所、尾鷲建設事務所の職員と、関係します大台町及び紀北町の職員の合同で現地の踏査を行い、現地の確認を行ったところでございます。引き続き、事業実施の可能性について研究を進めていきたいと考えております。

次に、整備中の二つの区間についての状況を御説明します。

八知山拡幅工区については、全体延長850メートルのうち263メートルが供用しております。現在、残る区間においてトンネル工事を進めており、平成28年度の全区間完成、供用を予定しているところでございます。

また、大熊拡幅工区については、全体延長900メートルのうち135メートルの拡幅工事を完了しており、引き続き安全な通行確保のため、道路改良事業に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

今、初めて知ったんですけれども、大台町と紀北町の峠のところは調査に出向いていただいておりますと、そして、引き続き道路整備の可能性も含めて御検討いただくというお言葉をいただきました。そして、片っぼのほうは、国道368号の整備の絡みで今すぐには無理ですということでありました。その整備が整い次第、これについてもぜひ進めていただけるよう要望させていただきたいと思っておりますし、そして、八知山トンネル、大熊拡幅工区につきましては、今後もしっかり取り組んでいただいて、予定どおりの完成をしていただくように御努力いただきたいと思います。

そして、ほかの97キロメートル区間でありますけれども、伊賀から紀北町まで、いろいろ狭隘なところとかいうようなところもございます。それぞれの関係議員からも要望が行ったりもしておると思いますけれども、そういったことも、道路整備の3年間の計画になりますけれども、そういったところへぜひ入れていただくなり、平成28年度に向けても御検討いただければ、こんなふうに思っておりますので、どうぞこれからもしっかりと対応をお願いしたいと思いますので、要望させていただきたいと思います。

南部活性化や地方創生も厳しい現状はありますけれども、平成31年4月には勢和多気インター付近に滞在型の複合施設アクアイグニス多気が開設予定ですし、本年9月に日本ユネスコ国内委員会からユネスコに拡張登録の推薦がされておりまして、平成28年3月にはユネスコにより大台町全域がユネスコエコパークに推薦登録の可否が決定されるところでございます。

ほんの少しですが光明が差しつつあるわけではありますが、まだまだ厳しい状況であります。地域の安全・安心を守る大台警察署の建てかえや、林業活性化のための林業大学の設置などによって、中山間地の奥伊勢や南部活性化が図れますよう、地方創生に寄与できるように強く要望させていただきまして、私の質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

濱井初男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 議長から許可をいただきましたので関連質問をさせていただきます。

私の事務所に県民の方からお便りがございましたので、これについて質問をしたいと思うんです。

突然のお便りをお許しください。現在、三重県では御存じのように、伊勢志摩サミットを三重県売り出しの絶好のチャンスとして捉え、オール三重を

合い言葉に知事以下が全県的な取組を強力に進めています。それはそれで大変結構なことと思いますが、オール三重の名のもと、伊勢志摩サミット三重県民会議には、サミットとは直接的には関係がないと思われる小・中・高等学校長、各大学、PTA、ボーイ・ガールスカウト、子ども会、老人会、医師会、歯科医師会、看護協会などが半ば強制的に参加させられ、現在、それぞれの団体の補助金や委託業務などを所管する県幹部（室長クラス）が直接訪問して、大口の寄附をいんぎんに働きかけています。三重県のためですので、広く浄財を募ることは大いに結構ですが、県の幹部がその背景にある許認可、補助等の権威をちらつかせながら強要することがあってはならないと思います、というような投書がございました。

この投書について、まさかそういうようなことはないだろうと思うわけですが、知事の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二）** 伊勢志摩サミット三重県民会議への寄附金でございますけれども、そもそもが官民一体の組織体を核といたしまして、県民の皆様とともに取り組むことを目的とした事業、このための寄附金ということで進めているものでございます。

いろいろなチャンネルで寄附のお願いもさせていただいておりますけれども、寄附金に限らず協賛・応援事業といったような形での自主的な事業の御提案も含めて、あくまで自主的な取組ということでお願いをさせていただいているところでございます。

伊勢志摩サミットの開催、千載一遇の機会ということで多くの御支援をいただいております、ありがたい限りだというふうに考えております。

以上でございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

**○6番（岡野恵美）** 強制は決してしていないというふうなお話でございましたが、先ほどの濱井議員の質問に対して300件3億円以上の寄附が集まったというふうなお話でございました。あくまでも強制しているわけではないながら、今昨今の厳しい状況の中で半ば強制的に受け取るという向きも



なきにしもあらずで、私の事務所にこのような投書があったのではなかったのかなというふうに思うわけです。

ですので、この点については重々、各関係の部課長におかれましても強制に至らないようにしていただきたいと、あくまでも自主的に、自発的に、応援してやろうという、そういう気持ちに沿ったものとして進められるように、特に希望をしておきたいと思います。

加えて、山本議員の質問にあった知事のパーティー券のことについて、同じようなことだと思いますが、サミットの寄附とは質的に違うものであるというふうに認識をいたします。

現実、そのために強制されるんじゃないかというような、そういう方のお声も直接、また、間接的に耳に入ってきているのも事実でございます。当然、見返りを期待するという方々もなきにしもあらずということでございまして、清潔を保っていくということは何しろ政治家の基本でございます。

そのためにも非常にいろんなことを私どもにも寄せられるわけでございますから、この点については厳しく襟を正しながら、パーティーなどというようなことでお金を集めるようなことはされないほうがいいんじゃないかなというふうなこともあえて申し上げて、私の関連質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

○副議長（中森博文） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

---

午後3時6分開議

## 開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第2、議案第149号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。青木謙順予算決算常任委員長。

〔青木謙順予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第149号平成27年度三重県一般会計補正予算（第4号）につきましては、去る11月27日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

議案第149号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明12月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明12月1日は休会とすることに決定いたしました。

12月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時8分散会